

平成28年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年12月11日（日曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第76号 中頓別町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 第 9 議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 第10 議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |
| 5番 細谷久雄君 | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|--------|
| 町 長 | 小林生吉君 |
| 教 育 長 | 田邊彰宏君 |
| 総務課長 | 遠藤義一君 |
| 総務課参事 | 長尾 享君 |
| 総務課主幹 | 野露みゆき君 |
| 総務課主幹 | 工藤正勝君 |
| 総務課主幹 | 庵 日鶴君 |
| 総務課主幹 | 笹原 等君 |
| 産業建設課長 | 平中敏志君 |
| 産業建設課参事 | 山内 功君 |

農業委員会会長	森川健一君
産業建設課参事	藤田徹君
産業建設課主幹	永田剛君
産業建設課主幹	千葉靖宏君
産業建設課主幹	土屋順一君
産業建設課主幹	多田優彦君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課主幹	山田美緒子君
保健福祉課主幹	神田節子君
教育次長	青木彰君
会計管理者	矢上裕寛君
国保病院事務長	小林嘉仁君
認定こども園長	遠藤美代子君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回中頓別町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、佐藤さん、3番、西浦さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程等議会の運営に関する事項に関し、11月30日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期については、本日12月11日から12月12日までの2日間とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。

4、町長提出議案の取り扱いについて、議案第79号 平成28年度中頓別町一般会計補正予算は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。

5、決議、意見書について、①、JR北海道に公共交通機関としての使命を果たすことを求め、共に道北地域の創生を目指す決議（案）、②、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）、③、大雨災害に関する意見書（案）、④、JR北海道への経営支援を求める意見書（案）、以上4件は、いきいきふるさと常任委員会委員長から発議される。

6、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

7、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センター旧教

育長室に設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月11日から12月12日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月11日から12月12日までの2日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、常任委員長からいたさせます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） おはようございます。本件については、村山議長への所管事務調査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成28年12月11日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、（1）、平成27年度総合計画実施実況について、（2）、平成27年度総合戦略実施状況について、（3）、地方創生推進交付金に伴う地域再生計画について、（4）、地方創生拠点整備交付金の申請について、（5）、ピンネシリ温泉の運営状況について、（6）、中華大学との協定調印について、（7）、町立自動車学校の運営について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、平成28年11月21日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、（1）、平成27年度総合計画実施状況について。計画に登載された62事業について、庁内内部評価、総合開発委員会による外部評価の説明を受けました。

（2）、平成27年度総合戦略実施状況について。中頓別町総合戦略推進委員会の検証

及び意見の説明を受けました。

(3)、地方創生推進交付金に伴う地域再生計画について。平成28年度から平成30年度までの3年間におけるライドシェアを中心としたシェアリングコミュニティ事業、農業の6次産業化、観光振興、貝化石活用など地域産業創出による雇用促進強化事業について説明を受けました。

(4)、地方創生拠点整備交付金の申請について。ピンネシリ地区におけるコテージ改修4棟、新築2棟などのハード事業と観光施設運営組織の再編について説明を受けました。

(5)、ピンネシリ温泉の運営状況について。上半期の運営状況について、宿泊者、入館者、会食者が前年同期を上回っており、課題である冬期間の集客についても工事関係者の利用が見込まれており、収支バランスが取れる状況である。

(6)、中華大学との協定調印について。台湾の中華大学と観光振興に関する協定を締結し、本町の観光振興と将来的な経済活動に結びつけるため、商工会、観光協会と協力してインターンシップ形式により観光学科の学生を受け入れるものであります。

(7)、町立自動車学校の運営について。教習生、指導員の確保に苦慮していることから非常に厳しい運営状況であり、条例改正による授業料の割引、給与面や身分の安定性、退職金制度の検討などを通じて存続に努力する。

意見として、(7)、町立自動車学校の運営について、町が考えている改善事項は議会として支持できるものであり、課題としている3点について早急に取り組むべきである。以上の附帯意見をつけております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件について、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本日定例会の招集に当たりまして全議員のご出席を賜り、ご審議をいただくことにつきまして心からお礼を申し上げたいと思います。

一般行政報告につきましては、スケジュール等については別紙に配付したとおりでありますけれども、2点私のほうから改めて報告をさせていただきたいと思います。

まず、1点は、新規就農者の営農開始についてであります。平成26年9月より本町で酪農研修を行っていた新規就農希望者の藤本亨さんが上駒地区の離農農場にて営農を開始することとなり、11月より乳牛の導入を開始いたしました。就農にあたっては、公益財団法人北海道農業公社が事業主体となっている農地保有合理化事業及び農場リース事業を活用して、農地の賃貸借及び施設の改修も行われております。乳牛の導入は、今後数回に分けて行われる予定であり、最終的には経産牛40頭規模とする計画で、生乳の出荷は1

月頃より可能となる見込みであり、本町の新規就農者誘致特別措置条例に基づく新規参入者は、これで3例目となりました。

2点目は、中華大学との観光連携に関する協定の締結についてであります。台湾新竹市にある私立中華大学との観光連携に関する協定の調印のため、平成28年11月23日～25日に本町から町側から町長と産業グループ担当者、商工会から小規模事業全国展開事業の委員長と職員と4名で台湾を訪れ、調印書を締結してまいりました。本協定は、中頓別商工会が本年度より実施している「小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業」を契機に、台湾からの観光客の受入に関して台湾の関係者との人脈づくりが進んできたことにより、観光学科を有する中華大学と観光事業の連携推進の協議が進んできたものであります。次年度以降中華大学の学生をインターンシップ形式で本町に受入れ、観光事業や歴史、観光資源等の学習活動を通して異文化交流を図るとともに、インバウンド観光を進めるための基盤づくりや観光体験プログラムの整備等を進めていくこととして、今後具体的な内容について中華大学と協議を進めていくこととしているものであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 台湾中華大学との協定について伺います。

私は、今町長からもご説明がありましたように、中頓別町商工会の理事として町長と一緒に台湾へ行ってまいりました。大学との協定ということで、国内でも道内の教育機関などと協定の締結状態が維持されているというふうに思います。その点だけで考えれば、リスクを抑えるような形でスタートできたのかなというふうに見ることもできると思うのですが、この中華大学観光学科との協定に関する追加補正の予算が早速計上されています。リスクのないチャレンジというのは、これもまたないものだというふう思うのですが、百聞は一見にしかずということで話だけでなく実際に行って、現地の方々などとお会いをしてお話をして感じた私の印象としては、決してリスクの低いチャレンジではないというふうに感じました。

これは初めてということになるかと思えますけれども、中頓別町と海外の大学が協力するという事になったきっかけは、これも今ご説明があったように本町商工会の全国展開事業からでありまして、私の立場とすればその商工会内の委員会の委員長でありますから、商工会と商工会員の皆様と、また町民の皆様にご迷惑をもしおかけするようなことになってしまうなら私がこの事業の継続を担うべきではありませんし、委員会と委員長だけをやめるというような選択肢もまた私の中にありませんので、商工会理事そのものを辞職させていただこうというふうに考えています、そうなった場合には、やはり新しいことに挑戦するのならそれだけの責任と覚悟がなければならぬと思いますので、この点町の事業としては町長はどのようにお考えになっておられるか。実際町長行かれて、どのような印象をお持ちになったかお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今将来にわたるリスクの話についてお話がありました。私自身この事業の話があってから実際に台湾に行くまでの期間が大変短い中で決断して、向こうの方とお会いするというふうになったという経緯があるわけでありましてけれども、少なくとも大学においては日本、そして北海道、中頓別町に向かって高い関心を示していただき、学生の勉強のためにこの地域に送り込んでいくことについて前向きな姿勢を示していただいているというふうに思っています。その点に関しては、これから台湾から来られる学生の目線も通して本町のこれからの観光を考えていく上での大きな力になっていくものであると、そうしていかなければならないというふうに思っています。

問題は、その先に実際に本町としてインバウンド観光にどのように取り組んでいくのかと、どのような投資をして成果を上げていくのかということが問われるということになるというふうに思います。観光振興につきましては、今観光振興計画をつくっている段階でありますから、インバウンドもその中の一つとして、国内、台湾以外のインバウンドを含めた積極的な取り組みが必要なのかなという考え方に立っています。もちろん税金を使って行う事業である以上は、適切なリスク管理を行って執行していかなければならないというふうに考えておりますので、その点については私も心して当たっていかなければならないというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、引き続き1点町長に伺います。

今宮崎議員からの質問等で答えがありましたけれども、私も何でこんな早くに協定を結ばなければならなかったのかというのは町民からの声です。というのは、中国、台湾、香港といったら、道内でも数多くニセコ町あたりでも要するに山の売買、買収、そういうおそれもある、はっきり言って。大学生との交流だけでは済まない。観光、そういったような俗に言う悪の方々 came 来た場合、そういった形にもとらざるを得ない。そうなれば町だけでは済まない。近隣町村までそういったような形に進んでいったら、誰が責任を負うのか。商工会の事業を何でわざわざ町が先頭になってやらなければならなかったのかなと。これは町民の声です。やはりもっと真剣に考えて、もっとゆっくり右往左往しながら考えて、協定を結ぶべきところだったのではないのかなと思いますけれども、そのことについて、誰が責任を持ってこのような事業を展開していくのか、そういうような悪のほうに進んでいった場合のことも町長は考えているのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 北海道内でもそういうふうに外国資本が土地を買われたりとか、特に水源の問題とか非常に心配するところはあるというのはわかっています。もちろん今本町にその動きがあるわけではありませんけれども、将来にわたってその不安が皆無ということではないとは思いますが。ただ、今回締結したのは、あくまでも一大学との学生のインターンシップにかかわるところ、今後振興策ということも含めてありますけれども、そ

こに限った協定であるというふうにはまずご理解をいただければというふうに思います。それから、将来にわたり今星川議員がおっしゃったような不安については、そういうことがないことをしっかり考えていかなければならないというふうに思っていますので、これは台湾に限った話ではないと思います。それらの対応については、適切に行っていくべきという認識は持っています。

あと、責任という話になりますけれども、私は町長としてこの事業を責任を持って進めたいという考え方であって、決して商工会にそこを押しつけるとかという考え方は持っておりませんので、今後町にとってプラスになる方向でこの事業を活用できるように進めたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） いろんな国と仲よくやるというのはいいことだから、それ自体は私はいいと思うのです。ただ、町として、今星川議員も言っていたけれども、ちょっとやり方が拙速でないかという気はしているのです。それはそれで急ぐことであればやむを得ないこともあると思うのです。ただ、どうしても理解しがたいのは、少なくとも当町が外国の私立学校とはいえ協定をするというのは初めてのことです。かつてもこういった異例のことについては、例えば姉妹町、国内の問題であっても、国内の町とやることについても議員に十分理解をさせて、少なくとも調印式には議会の代表も出ているという、そういった状況の中で、たまたま事業が商工会の事業から発生したとはいえ、町長に何で商工会が2名ついていかなければならないのですか。むしろその人たちは付随の人たちとして、参考人として行くのはいいけれども、少なくとも議会に十分理解させて、議員代表、議長もいることだから、そういった形で進めるべきではないですか。それが手順というものだと私は理解している。それが何でこんな形になったのですか。何で議会の説明が十分でないうちに、議長も連れずに商工会の人と行くのですか。それがわからないのです。その辺の説明は、急いでいたということでもあるのですけれども、しかし急いでいるとはいえたった8人の議員に理解させることぐらいはできたと思うので、どうもその辺少なくとも外国との協定に何らかの準備、手段においてちょっと問題がなかったのかなという危惧を感じているのです。その辺町長として、いろんな状況もあったでしょうから、説明いただければと思うのです。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） この問題に関して事前に今東海林議員がおっしゃったように、先ほど星川議員からも拙速ではないかというご指摘をいただいたような展開で進んだことについて、議会のご理解を得る十分な時間をとらずに進めたことについては、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

今回の事業については、先方からの仲介していただいた方もいて、その申し入れの中で非常に展開が早く、こういう時期にぜひというようなお話をいただいたということで、本当はもう少し早い時期でもあったのですがけれども、若干時期を延ばしていただいて、今回

行った11月23日ということになったわけでありませけれども、せつかく向こうからそういう申し出をしていただいたことをある意味優先して、この機を逃さないようにすることが必要ではないかというふうに私なりに判断した結果ということでもあります。今後につきましては、改めて皆さんへの報告、説明、協議を十分にさせていただいた上で取り進めていきたいという考え方に立っているところでもありますので、今回については陳謝を申し上げ、今後の展開についてぜひご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） そしたら、もう一点お伺いします。

今町長述べましたけれども、これ美唄市ともやっていましたよね。そこら辺の情報も町としてちゃんと取り入れて協定を結んだのか。

それと、仲介者がこの間にはいますよね。今後仲介者に対して何らかの形の要するにマネーが発生するのか、そのようなことはないのか再度お伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 美唄市との関係につきましては、行く前に事前に担当職員も行って、情報をいただいています。3年間これまでインターンシップとして学生の受け入れをしてきて、その結果として美唄市もこの11月8日だったかに協定の締結をされておられました。最初はそこでという話もあったのですが、さすがにそうはならないのではないかとということで、若干時期をずらしたというようなことでもあります。

仲介者に対してというのは、台湾側のことになると思いますけれども、そこに関して報酬等を想定しているということは今のところはありません。私も直接をお会いして、なぜある意味こういうふうにお骨折りをいただけるかというようなことについてもお話をさせていただきました。その方につきましては、ある程度台湾で財界の中で成功された方でありませけれども、今後については自分としては貢献をすると、何かに貢献していくという活動についてやっていきたいのだというようなお話の中で、この事業についても前段訪台した町側の関係者の職員の熱意に打たれたというようなお話もされていたところでありまして、そういったことから決して報酬を目当てにというようなことではないというふうに理解をしております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第6、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号5番、細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。ことしも早いものであと残りわずかとなり、もうすぐ1年も終わろうとしています。また、ことしは例年になく雪が早くから降り、寒さがひとしお身にしみる時期となりました。それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成28年第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました事項につきまして質問させていただきます。きょうは、小林町長、田邊教育長を初め各担当者から明快で、そして前向きなご答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の質問の冬期間の除雪に関する課題と対策についてお伺いをいたします。これから冬本番を迎えるが、町道の除雪に関して町民の安全、安心な生活ができるようことしも綿密な除雪対策が必要である。冬期間の町内の道路状況について町長はどのように認識しておられるのか。また、高齢化が進む本町において安心して住み続けられる町を実現するために、高齢者世帯等への雪対策支援をどのように考えているか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

冬期間の除雪に関する課題と対策についてでありますけれども、豪雪地帯にある中頓別町では、冬期間においても可能な限り通行に支障のないよう道路除雪を行うことが必要であり、本町においてもその確保に向けて努力をしてきているというふうに考えております。今冬も例年どおりの体制を整えて、除雪業務を行っていくこととしているところであります。

高齢者世帯等の雪対策支援としては、社会福祉協議会と連携を図り、新たな支援制度を設けており、町内に子等の扶養親族がいる高齢者世帯等においても所得により費用の一部が助成されるようになっていきます。さらにきめ細かく相談に対応しながら、除雪の困難を少しでも解消できるよう努めていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、再質問させていただきます。

ことしも既に外は根雪となって、雪の季節が始まっています。雪は、北海道、または中頓別町の象徴でもあります。近年の人口減少、少子高齢化により除排雪作業のオペレーターの人材不足や後継者不足が叫ばれております。技術の向上や後継者の育成等に取り組み、住民サービス向上のためさらなる努力が必要であります。

冬期間における除排雪は、町民の方が不便なく安全に日常生活を営んでいく上で重要な項目の一つであります。住民が快適に日常生活を送ることができるよう高齢者や障がい者の除排雪支援や児童生徒が安全で安心して通学するためのきめ細やかな除排雪は、町の責務と言えるのではないのでしょうか。いよいよ降雪シーズンを迎えるに当たり、町として

除排雪体制が確立されているのか。昨年も伺いましたが、3点ほど再質問させていただきます。

まず初めに、1点目は、今年度の除排雪機械の適正な台数及びオペレーターの確保ができているのか伺います。オペレーターについては、私が見る限りでは大分高齢化してきていると思われます。今後季節雇用の若いオペレーターの後継者育成等をどのように考えておられるのか。さらに、ことしも新規季節雇用のオペレーターが1名採用されたが、町としてどのような新規入場者教育を行ったのか伺います。

2点目は、昨年度除排雪作業などで役場に寄せられている町民からの問い合わせや苦情はどのようなものであったのか。また、行政としてどのような措置、対応をとられたのか伺います。

それと、3点目は、交差点付近の安全対策について伺います。本町の冬の道路は、ほかの町村と比較し、悪いと感じておられる町民や町外の人が多くおられます。それは、全てが悪いというのではなく、もともと道路が狭かったり、比較的広い道路でも雪を押し場がなく通行する道路幅が狭くなったり、車がすれ違えない上、曲がりくねったりもいたします。また、交差点では民間の除雪の事業者が運んでくる雪により雪が山のように突き出し、左右確認が難しく、危険を感じる場所があちこちに見受けられます。私は、昨年もこの問題に質問し、当時の中原産業建設課長からこの問題については実際どういった方法がよいのか、課題解決に向けてどういったことをしていくべきなのか、町としてさらに考えていって対応していかねばならない課題の一つであるという回答をいただきました。しかしながら、ことしの春、3月上旬ごろですか、旧安川商店跡地の交差点付近では、町のロータリーとダンプが視界の悪くなった交差点の除排雪作業を行っているのが現状である。なぜ個人の住宅からお金をもらって除雪の作業を行っている民間事業者の置いた雪まで町民の税金を使って町が交差点の除排雪作業を行わなければならないのか、私には納得できません。さらに、特に心配なのは、雪が置かれた交差点で交通事故が起きないとは限りません。もし雪が山のようになって、左右確認も難しい交差点で交通事故などが起きたとき、町としてどのような処置、対応をとられるのか伺いたい。

私は、民間の除雪の事業者などには自分たちが交差点に置いた雪については、自分たちの除雪がないときにダンプなどを使ってもらって町の除雪センターの雪投げ場に運搬する等、これは町として徹底的に指導すべきではないかと思いますが、町の考え方を伺いたします。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） お答えします。

1番目の除雪機械の台数の体制なのですが、ことしも昨年同様ダンプ、グレーダー、ロータリー車等を含めて11台体制で行っております。

オペレーターの数に関しましては、職員1名の臨時が8名の9名体制で行っております。細谷議員がおっしゃるとおり、高齢化になってきて、除雪オペレーターの確保もかなり難

しい状況になってきております。それで、町の若い人の中でできる人がいないかといろいろ考えてはいるのですけれども、聞いてはいるのですけれども、なかなか若い人が除雪をやるという形にはなっておりません。今後ともそれは考えていかなければいけない問題だとは思っております。

それと、新規入場者に対する教育ということですが、改めてこれこれどうのこうのという形ではないですが、安全第一に作業を行ってほしい、飲酒等の運転などは絶対行わない、させないという形の教育を行っております。

2番目の昨年の苦情等はどうなっているのかという問題に関しましては、直接昨年それほど苦情が役場に入ったというのは、一、二件程度はあるのですけれども、そのときの苦情で対応できるものは対応するという形で行っております。

3点目の交差点付近の除雪等に関しまして町としてどう考えているのかという形、また安川さん付近の交差点の除雪の対応をどうするのかということですが、確かに細谷議員言われるように交差点の除雪に関しては苦慮しているのが実情であります。民間業者もお金をもらってやっている人方が三、四軒ありますけれども、それ以外にも自分で機械を持っている人方もかなりの人数がおりますので、その辺の兼ね合いをどうにかうまくつけながらやっていきたいなと昨年からいろいろ考えておりますけれども、その辺民間業者の人方のほうで苦情が入れば、その都度対応するような形をとっているのが実情であります。確かに去年うちの除雪車で信号機を傷つけたという形はありましたけれども、それは運転手の不注意等もありまして事故を起こしてしまったということがありますけれども、そういうことに関しましては十分安全に気をつけて作業を行うような形で注意をいたしている状況であります。

以上、よろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。再々質問では、2点ほどお伺いいたします。

1点目は、高齢者、障がい者住宅前の除雪対応についてお伺いいたします。平成28年4月1日現在、本町の高齢化率、65歳以上は人口1,790人に対し686名と人口の38.32%を占めています。また、独居高齢者、65歳以上123名、6.87%、高齢者のみの夫婦世帯、65歳以上249名、124世帯、13.91%と高い水準にあります。超高齢化社会が到来している本町において自力で除雪が困難になってきている独居高齢者等への除雪体制づくりの強化が今後の課題と考えます。

町では、ことしから地域福祉の推進を図るために社会福祉協議会と連携を図り、高齢者世帯等の玄関、ベランダ、屋根の雪対策補助事業を行うことは私は大変喜ばしいことだと思いますが、しかし豪雪地の本町での生活で1点悩ましい問題が除雪車の置いていく雪であります。降っただけの雪なら軽いのですが、除雪後に玄関窓口に残る雪の処理は、大変重く、健常者でも苦になります。まして高齢者、障がい者にとっては、その処理は困難な

状況にあります。年齢や体力に個人差はありますが、希望する対象者住宅前に雪を残していかないなどの対応はできないのでしょうか。高齢者が住みなれたこの町、中頓別町で健康で生きがいを持ちながら明るく暮らし続けることができる環境整備の一つとして、町の考え方をお聞かせください。

もう一点は、通学路の除雪についてお伺いいたします。冬期間の歩道は、除雪、排雪が悪く、車道を長く歩くのは大変危険という声や小学校に通う父母からは通学路の除排雪が悪く、子供たちが学校の行き帰りに車道を歩いているところを見かけるとい声はかなり聞きます。そういう面では、交通安全上本当に心配であります。ぜひ学校周辺なり、子供たちの通学状況を見ながら除排雪をしてほしいという声も寄せられています。そこで、雪の積もっている状況を確認しながら、小中学生の通学路を重点的に除排雪することができないのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 町道において除雪車が置いていく雪がどうにかならないのかという質問ですけれども、基本的には1軒1軒家の前だとか玄関前だとかという形の除排雪はやってはいません。でも、そういうことで、時間帯が許すのであればある程度今後考えていかなければいけないかなという形を考えております。

2点目の通学路の除雪に関しましては、基本的に通学路は優先的に除雪のほうとしてはあけているという形で認識しております。もしまだ足りないということであるのであれば、また今後ちょっと気をつけながら、極力通学路を確保するような形で除雪をやっていきたいという形で考えていきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今具体的な内容につきましては、担当のほうから答弁させていただきましても、町として特に高齢者の方がこの地域でお暮らしになる上で除雪の問題が非常に大きい課題だという認識を基本的に持っております。ただ、さらに除雪の車両をふやして、オペレーターをふやしてというように持っていくというのは、なかなか難しいことであるかなというふうに思っています。その中で、オペレーターの皆さんの技術の向上やそういったことも含めて体制を構築をしていくとともに、特に高齢者等の弱者に対する対応につきましては、それから通学路の問題、そういったところにつきましてはさらにしっかり状況を確認しながら、改善できるところを改善すべく努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、時間がないので、これでやめますけれども、除雪や排雪が行き届き、路面の整備もきちんとやってほしいと多くの町民は願っています。特に高齢者の方にとっては、除雪というのは1年のうちで12月から3月までの4カ月のことですから、暮らしにかかわる福祉の問題でもありますので、ぜひ町民が望まれるような除雪の努力をしていただきたいことをお願い申し上げます。

これで1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、学校教育の現状と課題についてお伺いいたします。本町が直面している著しい人口減少と少子高齢化のさらなる進行を食いとめるには、学校教育、社会教育など教育全般にわたる魅力ある取り組みが必要と考える。適度な集団活動を通じた人間形成、コミュニティー醸成など児童生徒が少な過ぎる環境では限界があると思うが、教育委員会として町の未来を担う子供たちに対して今後どのような学校教育を進めていくのか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 答弁いたします。

学校教育の現状と課題についてでございますけれども、教育委員会は小中学校への教育振興事業を初め、夢と希望を！感動体験事業、各種スポーツ大会、町民文化祭、芸術文化公演事業、高齢者いきいき教室、放課後子どもプラン等、委員会職員等が地域の期待に応えるよう知恵を絞りを、子供から高齢者の方々が満足感や充実感を味わう各種取り組みを行っています。今後も新しい取り組みや斬新な発想等、改善、充実に努める所存でございます。

学校教育につきましては、本年度から小学校3、4年生で複式学級となりました。来年度は、このままの児童数で推移しますと、単学年は1年生と6年生、他の学年は複式学級で2学級の編制となり、教員数が減少します。複式学級であっても教育活動は変わるものではございませんけれども、学年で授業を行うために町費負担の複式学級支援教員を確保する所存です。今後小学校は、どこかの学年で複式学級となることが予想されます。中学校は、当分の間単学年編制が維持できると見込んでおります。

来年度から学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールを小中学校で試行します。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指します。学校と地域住民、保護者等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校に転換する仕組みです。試行ではありますけれども、実施に必要な学校運営協議会規則の制定や学校管理規則の一部の改正を行い、制度導入の環境を整えました。学校運営協議会は、学校のよきパートナーになるものであり、校長が描く学校のビジョンを地域住民や保護者と共有し、校長のリーダーシップのもとにともに汗をかき、そのビジョンの実現を目指そうとするための仕組み、いわゆる応援団です。この制度を実施することにより、子供たちの自己肯定感を高める取り組み等、中頓別町ならではの創意や工夫を生かした魅力のある学校づくりを進めたいと考えております。

今後の本町の児童生徒数の推移を見ますと、小学校と中学校を単独で維持することが困難な状況が予想されます。本年度から制度化された義務教育学校、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校を導入して、教員の有効活用や一定数の子供たちの集団を確保することを模索しております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして田邊教育長に1点だけ再質問させていただきます。

中頓別町では、ことしから次代を担う子供たちの健やかな成長と教育の向上に資することを目的に、未来を担うこどもの健全育成と教育の基金を財源に夢と希望を！感動体験事業を行っているようだが、ことし小中学校でどのような感動体験事業が具体的に行われたのか。さらに、子供たちにどのような感動があったのかもお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

夢と希望を！感動体験事業でございますけれども、中学校では見学旅行を利用しまして小樽水族館の見学、それからガラス工芸の体験、そしてもう一つは劇団四季の「ウィキッド」、これをこの事業で出させていただきました。特に「ウィキッド」の感想についてですけれども、中学生に非常に好評でした。感激したと。最初は、ミュージカルというものがどういうものかというおぼろげな状況だったそうですけれども、観賞後については、正直申し上げて、感想も私読ませていただきましたけれども、「ウィキッド」を見るまでは我々が学校祭でやっている劇よりちょっと上ではないかというような感想を持っていた子もいるようなのですけれども、とんでもないということがわかりまして、本物の芸術について非常に印象深かったというふうに聞いています。

それから、小学校についてなのですが、小学校については修学旅行でこの事業を取り入れるというのは時間的に余裕がないものですから、放課後子どもプランの子供たち、それからほかの子供たちにも案内を出しましたけれども、夏休みに富良野自然塾で実際の体験をしております。いわゆるサバイバル経験といいますか、水も電気もないところで1泊泊まっております。その後、自然塾の方に環境教育を受けて、小学校、中学校でもやっているような環境教育とはひと味違う環境体験授業を受けてまいりました。それから、その後旭山動物園、こちらのほうに行って、あの動物園の動物たちをしっかりと見てきたというふうに聞いております。

具体的にもう一つ、小中学校全員、これは地域住民にもかかわることなのですが、町民文化祭で映画の「じんじん」を上映しております。残念ながらもう少し多くの人に見てもらいたかったのですが、こちらのほうもある意味映画で見るということで、子供たちは事前にPRDVDでは見ていたのですが、それとは変わったような印象を受けたのではないかなというふうに私は思っております。

この3つの事業について使わせていただいております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。再々質問では小林町長にお伺いいたします。

中頓別町では、少子高齢化が進んでおり、将来の人口が少なくなることにより町の活力低下が心配されています。このことを踏まえ、私は中頓別町の子供たちには地域に根差し

た教育を行う必要があるのではないかと思います。少子化がどんどん進行する中、未来を担う子供たちには生きていくための方法と知恵を授け、みずから学ぶ力を身につけ、一人一人の個性と能力を伸ばすことが必要ではないでしょうか。そこで、夢に向かってチャレンジする子供たちを生み出すためにも、中頓別町を支えていく宝という子供たちに夢と希望を！感動体験事業を年に1回ぐらいはどこかで感動体験できるような予算体制づくりを小林町長にお願いしたい。私は、感動体験は人の記憶に深く掘り込まれるものだと思います。私たちは、子供たちに意図的にその感動する機会を提供することによって、子供たちの目標づくりと行動力の後押しをします。想像力が可能性と変わり、可能性が夢へと推移していく、そしてその夢が子供たちの未来の中の現実となるのではないのでしょうか。

ことは、北海道ではプロスポーツでいろいろな感動シーンがありました。プロ野球では北海道日本ハムファイターズが10年ぶり3度目の日本一となり、道民に感動を与えてくれました。私は最高の気分です。栗山監督は、大谷翔平選手のリアル二刀流を解禁、7月のソフトバンクとの首位攻防戦では1番、投手で起用し、大谷選手も初球先頭本塁打で応えるなど、常識にとらわれない采配で選手の力を引き出し、最大11.5ゲーム差を逆転して、4年ぶりのリーグ優勝を果たしました。また、クライマックスシリーズと日本シリーズでも積極的な策を重ねて、短期決戦を勝ち抜きました。私は、日本ハムの優勝は道民の誇りだし、日々の努力がこういう形で見られることで、私たちも何か挫折しそうになったとき彼らの力を思い出して頑張れるような気がしますし、毎日のはらはらどきどき日ハムの試合を見て、きっと夢はかなうという諦めない気持ちで頑張る選手たちの精神力に胸が高鳴りました。

また、サッカーJ2では、シーズン終盤の失速で昇格争いは今期最終戦までもつれましたが、コンサドーレ札幌が11月20日日曜日、私には一生忘れられない日本ハムファイターズの……

○議長（村山義明君） 細谷さん、簡潔にお願いします。

○5番（細谷久雄君） わかりました。もうちょっとです。

日本一優勝パレードの日に札幌ドームで行われた金沢との今期最終戦で引き分け、J2優勝を果たすとともに、5期ぶりのJ1昇格を決めました。また、バスケットではレバンガ北海道が道民のために頑張っております。

中頓別町の子供たちがテレビの観戦とは違い、優勝というか、大きな目標に向かい繰り返し広げられる鍛え抜かれたプロ選手たちのすばらしいプロのわざ、ひたむきなプレーを自分の目と耳で間近で体験できることは、子供たちにとって大きな感動と将来忘れられない思い出となり、北海道や中頓別町の愛着を高めることができると思うし、子供たちが一体となった応援をすることで子供たちの間の親睦も図ることができると思います。こうした感動は、今後の自立に向けて小さな町の子供たちに夢と希望を与える上で貴重な体験となり、大切な心の財産になると私は思いますが、小林町長の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今ご質問にありました未来を担う子供たち、町の宝である子供たちのためにこの夢と希望を！感動体験事業をもっと拡充するという趣旨のご提案だというふうにご理解いたしました。

この事業につきましては、私ももっともっと積極的に活用していただいているという基本的な考え方を持っております。その機会をつくっていく困難さというのが現場のほうにむしろあるのかなというふうに思っています。教育委員会だけではなくて、地域の方もこの事業は活用できる、そういうものでありますので、学校や教育委員会に限らず町全体としてこの事業を活用して、子供たちにすばらしい体験をしていただける機会をどんどんつくっていく、そういう運用を図っていくよう私としても支援をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、最後に田邊教育長に一言。

中頓別町の子供たちが北緯45度、ロマン息づく大自然、中頓別町でふるさとを知り、ふるさとを愛し、将来ふるさとに住みたい、ふるさとに帰りたくなるような子供たちへの教育を教育委員会として、また教育長として全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

受け付け番号2番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号2番、議席番号4番、宮崎です。1問目は、9月末から配付された町民アンケート調査について伺います。

内容については、自身のことについて回答を求められる設問が多かったと思います。無記名でありながら個人を特定できてしまうようなアンケートは、人口1,700人台の町にはなじまないのではないのでしょうか。回収方法も訪問する町職員への手渡しでは回答を偽ってしまうという声もありますが、回収率や回答率はどうでしょうか。これまでにない斬新な施策の提案はいただけただけでしょうか。アンケートボックスと用紙を町内各所に設置するほうが効率的ではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の町民アンケートについてのご質問にお答えしたいと思います。

総合計画後期実施計画策定に係るアンケートについては、町民の暮らしの現状を極力正確に捉え、さらに今取り組んでいる事業等に係る意見をいただきたいという考え方で作成しております。さらには、より多くの町民の意見を集約したいということから、町職員による回収としました。その結果回収率は84.4%、白紙を除いて83.5%の有効回答率となっております。

内容については、現在集計作業中ではありますが、個別意見の中に町政への提言や政策提案等さまざまな意見が寄せられており、今後の計画策定に生かしていくことと考えております。

なお、職員の回収に当たり、専用の封筒を用意し、封入によって回収し、未開封のまままとめて委託業者へ渡しております。そのため職員がアンケートの内容を直接見ることはしておりません。集計完了後もこん包、保管を厳重にして取り扱うこととしております。アンケート回収にはさまざまな方法が考えられると思いますが、回収率や保管等のセキュリティを考えて今回の方法での取り扱いとしたところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、町民の暮らしの現状を極力正確に捉えるという点からして、私がお伺いしているとおりではないかなというふうに私は思うのですけれども、職員はアンケートを回収しただけで誰が書いたものか直接目にはしていないと。これは当然ではないかなと思うのですけれども、そんなことしないでいただきたい、プライバシーもあつたものではないかなと思うのですけれども、直接的でなくても、結局はどんな年代の人がどういう家族構成で、どんな暮らしをし、町についてどう思っているのか、集計してからでも正直1,700人台という人口なら間接的にであっても特定するということも可能といえば可能ではないかなと思うのですけれども、逆にたくさん人口がいる都会なら難しいことだとは思うのですけれども、1,700人しかいない町で町民の暮らしぶりを把握できていないとしたら、それは行政のほうがおかしいというふうに私は思うのですけれども、小さな町だからこそ役場は住民一人一人に寄り添うことができるより身近なものでなければならぬと思いますが、この点いかがでしょうか。

セキュリティを考えてということと暮らしを正確に捉えるということは、私はちょっと矛盾しているのではないかなと思うのですけれども、行政の事業等に関する意見などは聞いてみなければわからないというふうに思うのですけれども、例えば戸籍でわかるようなことをあえて聞く必要もないのではないかなというふうに思いますが、この点についていかがか。

それと、さらにこれに関連して、アンケートを書く人のことをどちらかというと考えたやり方ではないかなというふうに思います。アンケートですから、書くも書かないも自由だというふうに思います。書いた人のことはわかりませんよというふうにしても、実はそれよりも先に誰が出さなかったということが私は明確になってしまうのではないかなというふうに思います。そういう声もあつたかなというふうに思います。なぜかという、職

員の訪問による回収だから。恐らく職員それぞれにエリアを割り当てて回収をされていたというふうに思います。中にはずっと不在の方がいたり、書けないという方には無理をして提出しなくてもいいですよというような配慮もあったのではないかなというふうに思うのですけれども、それもこれも訪問だからこそわかってしまうことでもあるというふうに思います。出せなかった人からしたら、余り気持ちのいいものではないのではないかなというふうに感じました。数字でいうと15%以上の方がアンケートを何らかの形で提出されなかったと、できなかったというふうなことになると思うのですけれども、そうすると提出されなかった人がわかってしまったら、提出した人のこともまたわかりやすくなってしまいか、私は何かそんなこともあるのではないかなと思うのですけれども、また回収率を上げるために訪問の方式にしたというふうにお答えになっていただいているわけですから、これは中頓別町という小さな町にとってはやっぱり半強制的なデメリットを生む方法ではないかなというふうに私自身も感じました。この点についてもいかがか。

それと、お寄せいただいたご意見などについては今後の計画策定に、すばらしい意見が多かったというふうに読み取れるのですけれども、計画に盛り込まれていくということなら現時点でもそんなに支障はないと思いますので、どんなすばらしい意見があったかできる限り教えていただけたらなというふうに思います。

また、そのようなご意見などは、例えば総合開発委員会などの中では出てこないようなものなのか。提案してくれた方はわからないと思うのですけれども、もし行政委員会などに所属していない方だとしたら、ぜひそういう中でわずかではあるかもしれませんが、報酬を受け取っていただいて、存分に活躍していただきたいというふうにも思います。この点についても伺いたいと思います。同一人物を複数の委員会にお誘いしているというのではなかなかまた違った意見というのは出てこない。だから、同じような計画になってしまうということは、これは第7期総合計画の策定時にも指摘をされていると思います。今回の町民アンケートはもちろんですけれども、こういうアンケート調査のたびにそのようなご意見についても寄せられているのではないかなと思いますので、これらの点について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 多岐にわたっていますので、もし答弁漏れがある場合はご指摘していただければと思います。

まず、アンケート用紙の内容、1点目のところですが、具体的に町民の生活等をお聞きしたい、それは地域交通とかいろんなテーマもございますし、今それをもってどういった方、どういった生活をされている方というのを町としてはデータとして知りたいと。それをもってあくまでも統計的にその辺を把握したいという意味で、再度その辺の個別の情報としてもいただくことをどう施策に盛り込めるかということを考えての前段の個人の生活を割り出す的な内容にさせていただいた。それは、あくまでもデータ集計という意味からの設問というふうにご理解いただければと思います。

2点目も戸籍でわかるようなところも全く同じでして、どういった方がどういった生活をして、どういった町政に対して意見をお持ちかという要はクロス集計をするためにこういった情報が必要になるというところで、その辺はまだ今現在作業中ですので、具体的にどうかというのは今時点ではお答えできるところはありませんが、そういったことも今後の結果として出していきたいというふうに考えております。

戸別訪問に対する回答しなかった方という3点目のところですが、うちとしては当然のことながら誰が書いたか、書かないかというのは情報としてはいただいております。ただ、訪問された方、回収された方はその辺わかっているのかとは思いますが、その辺は町職員の守秘義務として当然のことながらそれを表に出すことはしておりませんので、今後もその辺の知り得たことは出さないようにということを知徹底してまいりたいと思っておりますが、そのように考えております。

4点目、意見で出されていましたが個別意見での町政への提言等、具体的にはかなりの件数が出ていまして、詳細については今集計して、これをさらに整理してといった作業を今しておりますので、具体的に申し上げるのはなかなか難しいところではありますが、やはり保健、医療、それから人口減少等に対して不安を持っている回答もかなり寄せられておりますし、先ほど最後のほうに言いましたが、アンケート自体がどう役に立っているのかといったところも疑問点も出されております。さらには、地域交通についての不安も出されておりますし、あと観光振興、さまざまな点でそれぞれいろんな提言が出ていますが、それをどうというところは今時点ではまだ詳細のまとめの作業をやっている最中ですので、もう少しお待ちいただければと思っておりますが、今その辺では鋭意努力している最中でありませぬ。

以上で大体お答えできたでしょうか。では、答弁とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再度1点だけなのですが、最初の質問で少しお伺いしているのですが、今回のアンケートのやり方で、中にはちょっと嫌だなというような感じを受ける人もいるということは、これはあると思うのです。なので、最初のほうでお伺いしているのですが、アンケートボックスなんかを設置して、いわゆる目安箱のようなものだと思うのですが、これをどこかに置いて、人の目を気にしたりとかしないでいつでも自由にアンケートなり、意見を出せるようなものも何か今後お考えになったりしていただけるかなというところを再度伺いたいと思っております。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 今後に向けてということで、今回は総合計画策定、後期実施計画を策定するアンケートということは一旦終了して、それを集計していくという作業はありますが、今後いろんな自由意見もお受けしたいと思っておりますし、あと個別でそういった書きづらい意見等も当然出るとかと思っておりますので、その辺は今後の検討に向けて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） アンケートについて若干私のほうからご答弁をさせていただきたいと思うのですが、平成14年度から策定した第6期の総合計画のときには全町民で93%を超える回収率があって、今回のアンケートも83%と。町民悉皆のアンケートでこれだけの高い回収率を上げてきたということについて、私は小さな町だからこそできたということもあって、こういう過去にやってきた取り組みを継続していくことの価値というのも高くあるのではないかというふうに思っています。

宮崎議員が懸念されるようなところは、本当に町民の皆さんにとっても重要だというふうに思いますので、これは1つは職員がしっかり町民から信頼される関係を持つということもあるというふうにも思いますし、その上においても厳格に回答者に対していかなる不利益もこうむらないというような体制を構築した上で、より答えやすい、回答しやすいアンケートへの改善ということに取り組んで、次回もまた5年後になるとは思いますけれども、こういうことをやっていく際には今回のご意見も尊重させていただいてやるというふうにご理解を賜ればと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。2問目は、土地、住宅の取り扱いについて伺います。町は、必要に応じ土地や建物の寄附を受けるようになり、土地については排雪や駐車場の用途でも可としているというふうに記憶しております。ほとんどの土地はこれに該当すると思われそうですが、申し出を断ることもあるのでしょうか。

住宅については、町有住宅の解体が進み、民間アパートがふえ、今後も建設が予定されているようですが、その一方で老朽化した公営住宅だけでなく、町職員住宅にも空室があり、比較的新しい公営住宅でも修繕などの管理が十分ではありません。住宅手当を含めた高所得者の需要が優先されているのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 土地、住宅の取り扱いについてご質問にお答えしたいと思います。

町では、土地等の寄附の申し出があった場合、中頓別町寄附採納事務取扱要綱に基づき、寄附採納審査会を開催して、行政運営上必要となる物件であるかを慎重に判断し、採納すべきかどうかの決定を行うこととしており、寄附の申し出を断る場合もあります。

本町における民間アパート建設助成制度では、住宅に困窮する低所得者に対して供給されるべき公営住宅に、住宅の供給事情もあり、低所得者以外の人も入居している状況が解消されることを期待しています。これにより住宅に困窮する低所得者がより公営住宅に入居しやすい環境ができるものというふうに考えております。

また、空き家となった職員住宅等については、補助事業を活用した修繕を計画し、新たな用途に活用できるよう整備をしていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、土地の関係について、最近でいうと小林町長になってから物件の寄附を受けるようになったのは、役場裏の土地からではないかなというふうに記憶しています。次に、今の定住促進住宅、これも土地も含まれていたというふうに思います。その後も元町職員の方の土地などを取得されているのではないかなという話も聞いたりしているのですけれども、公に知らなかったものなので、この点その後も寄附を受けているのかどうか、事実かどうか、まず1点。

であるなら、特に市街地内の更地であれば余り断る理由も見つからないかなというふうに思います。必要だからこれまでのものについては受けてきましたよというだけで、単に物件の寄附だからといって申し出る人はいないというような、以前お伺いしたときはそんな認識をお示しいただいたと思うのですけれども、少し私は甘いのではないかなと思います。申し出の意向をこういうことを知ったことによってお持ちになった方は少なくないというふうに思います。わざわざ解体撤去を行って、更地にして、町に活用してもらいたいと考えている方はいらっしゃると思います、現に。特に個人が生活で利用していた土地の寄附なんかもその後受けているということになれば、またそういう意識も芽生えてしまうのではないかなと思うのだけれども、でもそこで少し足踏みをしてしまう部分もあるかもしれない。それは、結局例えば元町職員の方であるとか、大きな法人からの寄附を優先しているだけではないかと。その考え方を明確に町民の皆さんにお知らせしていないと思うので、一度広報などでこういう場合は受けませんよとか、こういう場合は受けますよというのを明確にお知らせすべきではないかなというふうに思います。これが1点。

それと、これも土地に関してなのですけれども、地積の関係というか、土地の面積の関係になるのでしょうか、町の所有の場所と重なる土地をお持ちの方もいらっしゃるようで、この点についても土地に関して再度伺いたいと思います。その考え方を伺いたいと思います。

それと次に、住宅の関係なのですけれども、まず民間アパートについて。この点について私は、この条例が制定された当時から質問をさせていただいております。これは、前町長が提案されたものであって、当初は民間アパート自体に公共性を求めていきたいということでした。道内の都市部でも3万円を下回る家賃の民間アパートも当然ありますが、中頓別町の民間アパートの賃料、全部はわからないですけれども、何となく話で聞く限りは5万円前後というところではないでしょうか。この辺についても前町長のお答えとしては、事業者が家賃を少しでも下げてください、広く住民が入居できるように求めていきたいということでした。でも、今は完全に民間アパートは高所得者のものであって、低所得者は高所得者が出た後の公営住宅に入ってくださいと、そうやって水洗化もされていない住宅の募集を正直出し続けているというふうに感じます。だとしたら、まず応募していただけるような公営住宅の整備を優先するべきではないでしょうか。そして、民間アパートからは公共性という当初の目的が失われているということもまた見直すべきだというふうに思

います。民間アパートには給料も住宅手当も手厚い役場職員をどんどん入れていこうというふうなお考えにもしかしたらあるのかもしれないですけども、わざわざ水洗化された職員住宅をあけているようでは、これは住民の理解は得られないというふうに思います。古い職員住宅を低所得者のために使うとでもおっしゃるのだとしたら、私が伺っているように高所得者ファーストなのではないかなというふうに思います。職員住宅があいているなら、まずこれは職員でぜひ埋めていただきたいというふうに思います、違う用途にするのではなくて。民間アパートに入居する町職員の高い住宅手当は、やっぱり低所得者の方だって負担しているというふうに思いますので、これは町職員としてはまず職員住宅からできる限り住宅手当を抑える形で入居するということが、マイホームを持っていただくということではないかなというふうに思いますが、この点いかがか。

それと、民間アパート自体の公共性が当初より薄いということになれば、補助金の設定に関しても怪しくなってくるのではないかなというふうに思います。同じ住宅でありながら、持ち家だったら最高で120万円の補助ということになるのでしょうか。これに対して民間アパートは、1戸に対して最大300万円の補助となります。例えば自分の家族や親族、会社の社員、普通に考えたら持ち家であるとか社員寮であるとかシェアハウスのような住宅のようにアパートを建ててしまったら、持ち家制度を利用するよりも随分得をすることになるのではないかなと思うので、補助率にも相当な差が出ることにもなりますし、家賃収入もまた得られるわけですから、根本的にそのような入居形態に対して補助は適用されるのかということを含めて確認させていただきたいと思います。

また、新たに町外の企業ということになるのでしょうか、アパート建設が開始されるということもありますので、事業者と入居者の関係と補助の適用、またそれに伴う公共性について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の土地の関係でありますけれども、この間この裏側の土地を寄附をいただいて、それ以降も病院の敷地に隣接するところについては寄附をいただいております。このどちらもそのときの議論にもありましたとおり、議員のほうからもあったと思うのですが、本来自主財源の確保とすべき固定資産税を寄附を受けることによって寄附逃れになるのではないかという指摘があったと思うのです。当然それを受けて、町としては寄附採納審査会をもって、この土地が本当に町にとってプラスになる土地なのかどうかということをしつかりと見きわめる必要があるということで、新たな規定をつくってきたというのは以前にも説明したとおりであります。よって、寄附が来たからといって全てを町が受けるということではなく、あくまでもその土地が今後の行政執行上必要な土地であるかどうかを十分判断をした上で、必要があると判断するものについては寄附を受ける。そうでないものについては、寄附を受けるべきではないという視点に立っておりますので、その後も数件にわたって寄附の申し出がありましたけれども、その辺を判断した上で寄附の申し出を丁重にお断りした経過はありますということでもあります。

それから、2つ目の広報での周知ということではありますが、今言ったようなことを周知することは重々可能でありますので、こういう場合はこうだとかという具体的にそれはなかなか難しいところがありますので、寄附に当たっての基本的な町の考え方を知らせるということについては、それは可能だと思います。

それと、3点目のほうをもう一度お願いしたいのですが。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務課長(遠藤義一君) 今言ったように隣接地であって、それを町側にお譲りしたいというような場合のことについて、これも基本的には今言ったのと全く同じ考えでありまして、原則的には行政として今後の行政運営上必要な土地であるかどうかということに関して十分審査会の中で協議をさせていただいて、必要があるということであれば土地の寄附を受けるという考え方に変わりはないということで、どういう場合であっても基本的にはそういう考え方に立ってきたい。ただ、公共事業を行う上での部分については、これはまた別途の考え方がありますので、これは工地上必要で、町有地に隣接していてそれがどうしても必要だということであれば、逆に言えばこっちのほうから寄附をお願いするというようなことはあろうかというふうに思いますが、日常的に一般的な住宅地での考え方というのは、今言った考え方を持って対応したいということでもあります。

○議長(村山義明君) 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事(山内 功君) お答えします。

民間アパートの公共性ということなのですが先ほど言いましたけれども、民間アパート今3軒ありまして、16戸分の入居がなされていて、そのうち先ほど言うように役場職員の関係でいけば5件ですか、3分の1ばかりが役場職員、あとは調べたところによりますと郵便局だとか南宗谷福祉会だとか、あとは事業所ですか、の人が入っているような状況になっています。3分の2はそういう状況になっております。

それで、家賃の関係なのですが先ほど言いましたが、調べたところでは大体4万5,000円から一番高くて6万5,000円ぐらい、2LDKで大体5万5,000円ぐらいが標準かなという形で入っていると聞いております。それが高いか、安いかわかると、ちょっと何とも言えませんが、先ほど言うように住宅料の公共性を考えるとどうかなというのがありますので、今後また考えていきたいという形で考えております。

それと、職員住宅なのですが先ほど言いましたが、現在職員住宅があきがあるというのは、宮崎議員言うのはあそこのジャンボの前の形……

(何事か呼ぶ者あり)

○産業建設課参事(山内 功君) 旧職員住宅、あそこの取り扱いといたしましては、今町有住宅という形なので、職員住宅という形では取り扱っていないので、現在あいているといえばジャンボの前だとかそのぐらいがあいている。ただ、余りにも状況がひどいので、今後はもう少しきちっと生活できるような形で直しながらやっていきたいという形では考えております。

あと、持ち家の関係ですけれども、持ち家の補助の関係で120万円、アパートで300万円、社宅、シェアハウス等も対象になるのかというご質問でしたけれども、現在のところ社宅に関しましては補助という形には考えておりません。シェアハウスというのは、今はちょっと考えていなかったものですから、今度またそういう形が出てくれば検討しなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今の山内参事の最後のお答えに関しては、シェアハウスとか社宅を建てたいとかそういうことではなくて、例えば民間アパートをそういうような形で利用したいとか、そういう場合の補助の適用の関係についてお伺いをしたかった。今この再質問で再度お伺いしますけれども、そういうふうに例えば影響せずに補助適用されるとか利用できるとなったら、やっぱりこれはまたさらに公共性が薄くなってくのではないかなというふうに感じるの、それであれば例えばやっているところもあると思うのですけれども、町が民間アパートを民間にできるだけ安く建ててもらって、それを買い上げる、または借り上げるとか、そうすると町が本来優先すべき低所得者の方々のために公営住宅というふうにもできるのではないかなというふうに思います。また、今の補助率の関係、補助額も例えばそういう利用でもいいということになれば、持ち家と民間アパートもどちらも確かに公共性は余りないということになると思うので、住宅であれば120万円ですから民間アパートも1戸に対して120万円にするとか、逆に持ち家のほうの補助を1戸に対して300万円以上というふうにするべきではないか。この点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど若干答弁漏れもあったかなというふうにも思うのですけれども、今回本町の制度によって建てられている民間アパートの公共性ということにおいては、基本的には公営住宅を建てて町が管理していくコストと民間の方が建てられてそれに対して補助をする場合において、経費が安く済むというところからこの制度が始まったものというふうに思っています。そういう面では、公営住宅に低所得者以外の方が入っている実態もありますので、適切な公営住宅の管理戸数、民間の活力を活用した住宅建設というものを上手に組み合わせ、地域に住んでいる方の住宅事情をよりよくしていくということが目的だというふうに思っています。それで、決して高所得者を優先するという考え方を持っているわけではなくて、もともと低所得者のために公営住宅を建ててきているというその前提があるというところをぜひご理解をいただきたいと思います。ただ、今現状民間アパートに先ほどご指摘があった町の職員とか住宅手当、ある程度の所得がある人ではないとなかなか入れないという実情については、今うちのほうでも民間アパートの助成、要するに一定の所得の人には家賃の助成をするとかという仕組みも含めて、総体的に検討しているところでありますので、もう少しお時間をいただいて、そのあたりの対応につい

てまたご相談させていただければなというふうに思っています。

今持ち家制度の話がありましたけれども、私はむしろ持ち家に対する助成が今のままでいいのかという考え方のほうに思いがかりまして、まだそこについては着手できていませんけれども、ご質問をきっかけにその問題についてもぜひ検討をさせていただければというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。3問目は、出生祝金の見直しということで、前回伺った出生祝い制度の見直しは検討されているのでしょうか。結婚支援金制度のような現金支給による自由度を求められているならそのように統一すべきであり、どちらも町民の税金による祝福制度であるということを考慮するなら、商品券などで増額して町内の消費に貢献していただくということも必要ではないでしょうか。見直すのか否かについて伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 出生祝金の見直しについてという質問についてお答えしたいと思います。

大変申しわけありませんけれども、前回の質問に回答した時期、この12月ぐらいまでには考え方を示したいというふうに言っていた時期からはおこなっていますけれども、子ども・子育て支援制度については、出生祝金を含めて全体的な見直しをしていきたいというふうに考え、今検討しているところであります。祝金の増額や新設、低所得層に対する学校給食費の支援や給付型奨学金の創設などについて財源の見直しを含めて作業を進めているところでありまして、その中で祝金の贈呈方法についても検討していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） この点もし出生祝いも結婚支援もないと考えたら、例えばほかでいうと水道料金をもっと下げるであるとか、そういったように全住民への還元というのをより手厚くしているとか、これからしていくということであれば、それはそれでいいと思うのです。ただ、現金で30万円という結婚支援金が設定された以上は、やはり出生祝金の見直しを求める声も出てきて当然かなというふうに思いますので、この点検討されているということですが、例えば前向きに見直す方向で検討をされているのか。ご答弁にありますけれども、給食費であるとか奨学金、こういうのもいいと思うのですけれども、また今申し上げたように全町民に行き渡るような還元を例えばより手厚くするというようなことも将来的にシフトチェンジしていくというような考えなどもあるのか、この点だけ再度改めてお答えいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、前段に申し上げたいのは、この今の出生祝い制度のあるい

きいきふるさと推進制度の中で、あれは5年ごとに更新をしていくと。その中で、私が就任する前に更新したときに結婚祝金というご議論があったので、それで去年就任した際、時期としては若干おくれましたけれども、その年度も適用して、すぐ制度化させていただいたということで、一旦はその更新した時点で議論されたことが今の支援制度になっているかなというふうに思っておりまして、それを前提に今改めて子ども・子育て支援全体を見直しをしたいというのが基本的な私としてはスタート地点だというふうに思っています。

基本は、前向きに増額という方向にいきたいというふうに思っています。今庁内で議論があるのは、出生だけではなくて、子育てのいろんなステージの中で支援を必要とする、経済的に大変な時期というのはそれぞれあると思いますけれども、それぞれもう少し時期も考えた支援があってもいいのではないかというような議論もあったりするものですから、若干時間を要していますけれども、そういったことをご理解をいただきたいというふうに思います。

なかなか全町民を対象にしてというところは、効果が薄くなってしまいうような、金額の割にはなってしまうところがあるかなというふうには思っています。ただ、例えば水道料金、正直今水道料金で事業を賄える状況ではなくなってきていて、財政調整基金もなくなると。これからは赤字の補填がというような状況が生まれるかなというふうに思っています。ただ、今ただでさえ高い上下水道料金をこれ以上上げていいのかどうか、あるいは来年度も介護保険の問題なんかもありますけれども、そういったところの負担がふえない、そういったようなことで対応を考えていかなければならないというふうに思っていますので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。

それでは、4問目に移りたいと思います。4問目は、共助事業について伺います。ライドシェアの利用状況はいかがでしょう。今のやり方で本格導入するのか。町として、デマンドバスの導入や旅客運送を行う町内民間事業者の継続に力を注ぐべきではないでしょうか。

10月からは、中頓別町ファミリーサポートセンター事業も始まりましたが、認定こども園でも通常保育の前後に延長保育が行われるようになりました。子供の急な発熱などによりこども園へ行くことができないときの預かり対応はどうなるのかなど、両共助事業の必要性について伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 共助事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

ライドシェアの利用状況につきまして、11月23日現在でありますけれども、実証実験開始より92日間で延べ75人の方が利用していただいております。

今後の方向性については、今年度中の実証実験の結果やボランティアドライバーや利用者から出された意見等を集約し、次年度以降の取り扱いを決定することで現在協議中であ

ります。現時点の方向としては、9月議会の補正予算で可決いただきました地方創生推進交付金の全社会資源参加シェアコミュニティ構築事業の平成28年度交付金が採択され、さらに平成30年度までの地域再生計画が採択される見込みであります。そうしたことから、次年度の交付金の採択が有力とされており、今年度同様交付金による継続した事業実施を想定しております。ライドシェアは、地域交通の一つの手段として位置づけ、その定着化に向けた取り組みを模索していくこととあわせて、交通の民間事業者に対する取り組みについても継続していくことと考えております。

中頓別町ファミリーサポートセンター事業につきましては、10月から事業を開始し、現在依頼会員11名、提供会員8名の登録があり、開始2カ月目ではありますが、順調に進みつつあると考えております。現在子供の発熱による預かりにつきましては、保護者からの不安について認識していますが、病児預かりについての提供会員の理解が必要なことと提供会員に新たな研修を受講していただくことが必要となることから、今後多くの提供会員の方に理解をいただきながら、研修を受講していただき、発熱等の病児預かりにつきましても進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、ライドシェアについてなのですが、スタートからこの時点では92日間で延べ75人の利用ということですから、1日平均にするとおおよそ0.8人ということで、利用のない日もあるということになると思います。こういった点も含めて、今後もまた続けていくのか。現在協議中ということでもありますけれども、続けていくとするなら平成30年度までは交付金で賄っていけそうだとすることは、これについてはわかるのですけれども、これはライドシェアだけでなくファミリーサポートにも言えることだと思うのですけれども、人の命に直結する危険性を持つ一面もあるということをお私に続けていくに当たって常に考えていかなければならない、そういう一面も持った事業ではないかなというふうに思います。プロの仕事であっても子供の命が失われることもありますし、特にここ最近のニュースでは毎日のように交通事故の報道があって、高齢者ドライバーの事故というのがすごくクローズアップされています。また、これもプロのタクシーやバスであっても、大きな死亡事故を起こしてしまうこともあります。ですから、続けていくのかということに関しては、この点を第一に協議すべきなのではないかなというふうに私は思うのですけれども、この点いかがか。

正直延べ人数なんかを見ても、余り若者はライドシェアを必要としているというふうには思えませんし、住民の足ということであれば例えば社会的弱者と言われる方々のためであって、またそれをやるのはできるだけ若い事業者への継承を優先すべきというふうに思いますので、この点についても再度伺いたいと思います。

また、ライドシェア自体は紛れもなく町の事業だと思うのですけれども、町職員の方というのはドライバーとして登録されているのでしょうか。例えば町職員の方がドライバーになったりすると、また利用の幅も広がるかもしれませんし、例えば10人乗りの公用車

などを活用した巡回バスであるとかデマンドバスのような形で、また保険の負担なども抑えられるかもしれないというふうに思うのですけれども、何かできない事情があるのか、ちょっとその辺わからないですけれども、ドライバーはいらっしゃるのか改めて確認させていただきたいと思います。

それと、これも素朴な疑問なのですけれども、ライドシェアというのは片道ごとでしか配車はできないのでしょうか。例えば初めからここからここまで往復したいとか、待っていただきたいとか、そういうニーズにもお応えできるような形になっているのか。一回一回片道ごとに電話をしたり、アプリを使ったりしなければならぬのか、これについても再度伺いたいと思います。

それと、ファミリーサポートについて、双方に会員の登録が現時点でもある程度あって、病児預かりについても進めていかれるということで、ファミリーサポートセンター事業のスタートのときは顔合わせのような機会になったのではないかなというふうに思うのですけれども、その後スタートしてからの実際の預かりの実績としてはどれぐらいの利用があるのかについて、これについても伺いたいと思います。

それと、今共助事業ということで、主にライドシェアとファミリーサポートセンターについてお伺いをしているのですけれども、シェアリングということでは先日の貝化石の関係なんかも資源のシェアということで、研究調査が行われることになりましたけれども、この点については例えば委託先は決まったのか。決まったとしたらどのように決定されたのか。また、既に調査等が行われているのか、この点についても伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） まず、ライドシェアのお話ですが、人の命を預かるといったところでの事故対応、そこにつきましては、まずは事故を起こさないというのが大前提にあります。ただし、いろんな不慮の事故等も想定して、町としてボランティアドライバーには必ず任意保険に加入していただくということとあわせて、そこで不足が生じないために町としてもあわせて保険に加入して二重で補償していけるような、そういった体制を行う。あわせて自動車学校でのボランティアドライバーの講習もやっております、事故を起こさない、免許を取ってから時間がたっておられる方は再度そういったことも認識しながら、しっかりお客さんを運んでいただくといった取り組みを行っております。あわせて町内のマッピングと申しますか、危険な箇所等も多少あるかと思っておりますので、そういった情報を共有することにより注意を促すという観点から町内の危険箇所のマッピングを行う中で、そういった箇所をボランティアドライバーが共有して、ここでは注意しようといったそういった取り組み等を行う中で事故を起こさないように町としてもその辺議論しながら進めていくといったところでご了承いただければと思います。

町職員のボランティアドライバーにつきましては、現在正職員で2名おります。臨時職員も含めると1名で合計3名の方、担当も含めてということではあるのですが、登録を

させております。

3点目、配車の関係ですが、基本は片道ごと、目的地に到着した段階で終了ということになっておりますが、場所によっては当然帰りのほうの心配をされる方もおりますので、そういった方はドライバーと相談しながら、待っているというケースもありますし、ただその場合も帰りも含めてカウントすると。再度スタートを登録して走っていただくといったことで、行きと帰りというのはあくまで別の取り扱いというふうにはなっておりますが、取り扱いとしてそういった方もおられますので、そこはドライバーと協議しながら、不便をかけないようにということを極力やっていくといった体制をとっております。

ファミリーサポートセンターの関係は飛ばしまして、資源の調査、先ほどの委託の話ですが、これは先日のいきいきふるさと常任委員会でも若干ご説明させていただいたのですが、貝化石の取り組みで別件での調査事業をやってはどうかという業者もあらわれて、そこで協議を進めているという段階にありますので、現時点では9月で予算化しました調査事業については一旦保留とさせていただいておりますので、その状況は今も変わっておりません。ですから、今後それをやるかどうかというところはまだ今時点では決まっておりますが、そこら辺での状況を見ながら再度調査委託事業を行うかどうか今後に向けて考えていきたいということで、今時点ではやっておりませんということをご報告させていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、私のほうからファミリーサポートの実績ということでご報告させていただきたいと思います。

10月から実際にファミリーサポートを開始いたしましたが、まだ始めたばかりということもありまして、提供、依頼の実績としては10月自体はございませんでした。そのかわりというところとちょっと表現は違うのですが、まずは始める段階としまして、提供会員と依頼会員での交流会ということを数回10月に実施しております。実際の提供会員の実績となりますと、11月であります、これはあくまで延べということで理解していただきたいと思いますが、11月では5名、12月はまだ終わってはいませんが、今現在の実績と予定とを含めて今の時点では延べ6名ということで予定しております。

あとは、依頼会員、提供会員の数なのですが、先ほど報告しましたとおり、依頼会員11名、提供会員8名と報告していましたが、今現在提供会員につきましては11名となっております。

簡単ですが、以上です。

○議長（村山義明君） 質問の途中でありますが、昼食のために休憩いたします。議場の時計で1時から再開します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き一般質問を続けます。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、5問目に移りたいと思います。ふるさと納税の返礼品について伺います。

日本郵政などが共同で本格稼働させたふるさと納税をサポートするインターネットサイトふるさとぷらすに中頓別町の返礼品として砂金ようかんと蜂蜜が登録されましたが、同サイトは本格的な運用が始まったばかりで、道内では中頓別町だけ、全国で見ても本町を含め8自治体の参加という状況であります。地元の配送事業所と協力できるのが町にとって好ましいことではありますが、アクセス数の多い大手通販サイトの利用なども考えておられるでしょうか。また、品目をふやすなど今後の展開についても伺います。また、同サイトの利用に関する負担はどの程度でしょうか。そして、蜂蜜に関しては、純中頓別町産と言ってよろしいのかについて伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ふるさと納税の返礼品についてのご質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税サイトふるさとぷらすに11月より登録し、あわせて返礼品の取り組みを開始しました。さらに広くアピールするため、首都圏等で開催される各種イベントを通じてチラシを配布するなどの周知活動も実施しております。ふるさとぷらすは、新しいサイトということもあり、本町をトップページで扱っていただくなどの有利な一面もあるとともに、地域の郵便局との連携が図られるという点がメリットと考えております。

サイト利用の負担については、納税額によっても若干の変動がありますが、返礼品代、送料を除き、約20%となっております。

今後のサイトの展開については、現状をしばらく見ていく中で今後の方向を考えていきたいと思っております。さらに、品目については、今後ふやしていくための取り組みを積極的に行うこととしております。

また、蜂蜜については、町内に設置されている蜂箱から採取された蜜を観光協会が仕入れて販売しているものであるため、中頓別町産として取り扱っているものであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、前段のサイトの利用の負担についてなのですが、納税額によっても異なるが、品代と送料を引いて残る額の約20%ということになるのかなと思うのですが、ちょっとわかりにくかったので、本町の今のメニューとして登録されているのは5,000円と1万円というメニューだったかなと思うのですが、それぞれおよそでもいいので、内訳的な品代が幾らで、送料が幾らで、負担金が幾らで、

残りは幾らというようなこととお答えいただければなと思います。これが1点と、それと今現在の品目についてでいうと、砂金ようかんと蜂蜜という現在の品目であれば正直な話下手したら何十年も前から、ほかのものでもそうかもしれませんけれども、できたことであるかなというふうに思います。ただ、やってこなかった歴史があるというのは、また違った意味で返礼品を設けるか、設けないかというところにもメリット、デメリットがあるのではないかなと思います。金額的なデメリットというのをやってこなかったことに関しては考慮されていたのではないかなというところも少し思うところなので、この点について今後の納税額であるとか納税件数というのは、これによって今よりもふえていくというような見通しなどはあるかについても再度伺いたいと思います。

それと、今の金額の関係なのですけれども、実質の納税額に品代であるとか送料、負担金はどういうふうに影響していくか。差し引きをしても例えば返礼品がなかったころよりも実質的にも金額がふえていくのか減ってしまうのかとか、これについてもぜひおわかりになればお答えいただきたいと思います。

それと、ご答弁にありますけれども、品目については今後もふやしていくことを考えているということで、ニュアンス的にはどちらかという、なかとん牛乳なんかもできましたので、乳製品などを活用した新しいものを想定されているのかなという感じもするのですけれども、今でいうと砂金ようかん、蜂蜜、どちらも食べ物ということになると思うのですけれども、また既存のものであっても飲み物であったり、または食べ物や飲み物ではないものも既存のものでも調査をすると意外とあるかもしれませんので、その点についてもどのようにお考えか再度伺いたいと思います。

それと、最後のほう中頓別町に設置されている蜂箱からとった蜜をとということで、ただこれを返礼品に設定をするということで、観光協会のほうも例年より多く仕入れをしているような状況であると思いますので、果たして中頓別町にある蜂箱の蜂蜜だけで賄っていけるのかというのもちょっと疑問に思いますし、養蜂家の方も中頓別町だけに蜂箱を設置しているわけではないと思いますので、近隣の町村にもあって、別に完全に100%中頓別町産ではなくても私もいいと思います。たとえまざっていても中頓別町の蜂蜜が入っていますとか、逆に言ったらこれは宗谷産ですよとか、そういう感じでも私はそんなにそこに特別こだわるわけではないので、この点について量的な関係、中頓別町だけで間に合うのかなというのがまた1つ疑問でありまして、そして砂金ようかんと蜂蜜に関してなのですけれども、砂金ようかんはお菓子屋のようかんですから明らかに加工品ということはわかるのですけれども、蜂蜜に関してはこの点いかがか。例えば熱処理とか砂糖を加えるとか、こういうことを一切していない純粋な蜂蜜というのは珍しくて、高かったりするみたいなのですけれども、この点本当に純粋な蜂蜜だったら農産品というか、農産物というような扱いに私が調べた中ではなあって、直売をできるような感じ、そんなに気にしなくていいような感じだけれども、加工されたものを例えば小分けにするとか、さらに小分けにするとかというときにはそれなりの許可が要るとか、そういうことも少し調べて目にしたの

で、この点についても再度、ちょっとたくさんありますけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） それではまず、1点目の納税に係る収入の内訳的なところ
です。額で言うよりは率で言ったほうがわかりやすいと思いますので、これは納税額によ
って多少の変動がある。それはなぜかという、サイトの月額料金というのは固定の部分
もありますので、そこが多少影響するという意味です。

まず、納税額を100とします。その場合サイト利用料、ふるさとぷらす等に支払う、
これはクレジット決済も含めて、そういった料金も含めて先ほど20%とお話ししました。
返礼品は、約20%で設定しております。ですから、物の代金も20%。送料で約8%で
す。ですから、合計で48%から50ぐらいと思っています。ですから、約半数が商品代
及び手数料、送料で引かれますので、50%が実質うちに入ってくる収入といったこと
で考えています。ですから、100納税されますと、50をうちのふるさと納税というこ
とでふるさと応援寄附金のほうに積み立てていくと。残り50を諸経費ということで相殺し
て支払うという考え方で予算化をしておりますので、一応今後もそんな考えでおります。

今後の納税額ですが、今まで返礼品がなくても納税されていた方もおりますし、これか
らもあると思うのですが、これをやることによって実際ふえてはきていますので、50
%の分がサイトを開設することによって、件数等はまだ統計はとれませんが、ふえてくる
ものと見込んでおるところでおります。

あと、新しい製品も想定はしております。ただ、今なかとん牛乳は賞味期限の関係で短
いかなというところもありますので、返礼品で取り扱う場合のその辺の規定といえますか、
そこも整理して、取り扱えるような品目を徐々にふやしていきたいと思っております。そ
れは、当然飲食も含めてそれ以外の物的なもの、食べれないものといえますか、そうい
ったものも考えています。場合によっては利用券とかいろんなことが考えられると思いま
すので、それを今後考えていく中で徐々に返礼品をふやしていく中で納税額も一緒にふや
していきたいといった、そういった思いで今後取り組んでいきたいというふうに考えてお
ります。

あと、蜂箱からの蜂蜜の関係ですが、今現在ではうちで取り扱っている部分、納税で送
っている分は十分間に合っているということで聞いておりまして、例年よりも多目に観光
協会のほうで養蜂業者から仕入れていただくといったことで聞いておりますが、まだまだ
余力的には中頓別町産ということのできるのではないかと今時点では聞いておりますが、
ただ今後それが膨大になった場合は、先ほど言われたようなことも考えていく必要が出て
くるというふうには思われます。

あと、蜂蜜の加工の関係、私もちょっと詳しくないので、正確なお答えができるかどう
かというところはあるのですが、純粋な蜂蜜でしたら当然加工もしていない中で、表示等
はしっかりやるという保健所の指導はありつつもそのまま許可をとらずに販売していいと

いうことで伺っております。ただ、この辺が今後変わってくる可能性もあるということで保健所からある程度の指導は受けていますので、あとは保健所の指導に応じて、法が変わった場合はそれにしっかり対応するように観光協会ともしっかり話をしていきたいというふうには思っております。当然、ほかのものをまぜた場合は加工品というふうになりますので、そこはまた保健所と相談して、加工品で別な手続が必要になるかと想定はしていますが、今現段階では純粋な蜂蜜ということで考えております。

以上でよろしいですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 若干補足させていただきたいと思えます。

ふるさと納税の返礼品につきましては、町内で公募をして、応募していただいたところから取り扱った。それが今蜂蜜と砂金ようかんと。そういう意味で、まず今年度はふるさと納税をスタートさせようというところで、そういうふうな形になっています。今後の返礼品の掘り起こしは、先ほど議員の質問にあったように乳製品等これからのものだけではなくて、地域にあるものを改めて掘り起こしていきたいというふうに考えています。遠慮されて手を挙げていないようなものもきっとあるというふうに思いますので、そういうものを充実させていきながら、今後の取り組みについて少しでも多くなるように、今正直非常に低調な状況、低空飛行しておりますので、上向きになるように努力したいと思えます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。

時間が来てしまいましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 東海林です。まず、初めの質問について行います。

初めに、町の行政課題の認識というか、捉え方について伺いたいと思えます。本町に対する行政課題は、人それぞれによって捉え方、認識の違いはあろうかと思うのです。ただ、私としては、一般的には人口減少、それに付随する少子高齢化、働く場の問題、町に存在する資源活用、住民生活の安全、安心確保の課題などたくさんあると考えております。町長は、就任して2年目を迎えとありますが、もう終了する時期が近づいてきております。この約2年の間に今何を喫緊の課題として考えているのか。また、その対応策は何かを伺いたいと思えます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町の行政課題の認識についてというご質問についてお答えしたいと思えます。

今後につきましてでありますけれども、やはり若い世代が生きがいや働きがいを求め、定住できる環境を整備していくことが最重要の課題であるというふうに考えています。これまでも農業、商工業を振興するための支援制度の創設や子ども・子育て支援や教育の充

実、地域交通のための実証実験、住宅整備などを図ってきたところですが、これからは農協や商工会など経済団体とも一体となって、地域経済の活性化と雇用創出に邁進していかなければならないというふうに考えているところであります。

農業においては、大規模農場や育成牧場の実現や基盤整備事業の実施、牛乳などを活用した6次産業化、商工業では企業誘致と新たな観光振興策への取り組み、また町の8割を占める森林を活用した振興策の検討などを重点的に推進していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） それでは、再質問に移りたいと思います。

町長の今のお答えは、非常にまちづくりとしては模範的なことで、私は総論としては町長の考えていることでいいのかなと思います。総論は賛成でございます。ただ、私が聞きたいのは各論のほうで、私は何も総論を聞きたくて聞いたわけではないのです、はっきり言うと。各論を聞きたかった。その各論を町長の答え順に伺います。

まず、1つ目は、今後は地域経済の活性化と雇用創出に邁進していかなければということです。まず、1つ目は、地域経済の活性化、これから具体的にはどんなことをもって活性化につなげようとしているのか。一つでも二つでも例があれば、町長のお考えを伺いたい。と同時にこれも同じようなつながりになるでしょうけれども、雇用創出に邁進する。雇用創出は、従来から言っていることですが、大変なことなのです。後にも出てきますけれども、企業誘致の問題も当然雇用創出の問題とリンクするわけですが、一言で雇用創出と言っても新しい起業が、新しい業を起こすという期待感はするとしてもなかなか実現は大変です。場合によっては、今ある企業を拡大する、今の事業を拡大する、そういったことも非常に大事だと思うのですが、私は従来から福祉施設の拡大を言ってきました。それも一つは雇用創出につながるのだと思うのですが、町長の頭の中にはどういったことがこの雇用創出にあるのか。これも各論として例があれば伺いたい。

その次に、牛乳などを活用した6次産業化という言い方をしているのです。6次産業は、長年の願望だった生乳の飲料用牛乳ができ上がりました。これはまた何らかの方法で、でき上がっただけではなくて、これから発展させなければならぬのが一番のネックだろうと思うので、これはこれとして、さらにどんな6次産業化を考えているのか。多分チーズだとかバターだとかいろいろそういったことがあるのでしょうけれども、現実味を帯びた6次産業化というと、どういうことになるのかなとみんな期待して想像しているところなのです。町長が実現可能だと現実に思っているような6次産業化は何なのか。それが伺いたいと思います。

それと、商工業では企業誘致とあります。それから、新たな観光振興策への取り組みとあります。この辺についても、企業誘致、町長の広い情報の中では今石灰石の事業化が進んでいるというふうには聞いておりますが、これは一体どんなふうな状況になって、事業

開始のプログラムはどうなっているのかなというのがひとつ具体的には聞きたいなと思っておりまして、これもお願いしたいことと、この後の企業誘致、これは私は企業を誘致するだけでなく、いろんな公共施設を誘致するという考え方も一つは捨てられないなと。例えば従来からよく一般的に言われたのは、交通刑務所なんかいいのではないかなんて一応冗談めいて言っているのだけれども、実際に先日もテレビでやっていましたけれども、交通刑務所はあつぶあつぶの状態、国としても新しい施設設置を考えざるを得ない状況になっているというテレビ報道がありました。こういったことも含めて、現実的に今まで市町村長や議会がそういったものの誘致のために動いたのかといたら、私は動いていないと思うのです。積極的に新しいそういった試みを国の全般的な政策の中でもアプローチしてみる必要があるのではないかと。

例えばもう一つ考えられるのは、今山村留学で親子留学を誘致しようという試みを民間の方が一生懸命やってくれています。ありがたい話で、これはこれとして応援することにして、国の施設では何らかの事情で親が養育できない子供たちを預かる施設、これがあるのです、現実的に。これも非常に現代社会の裏の部分で、ふえている実情があります。いわゆる子供の育児を放棄してしまう、そういった状況で、こういった施設だつてこの町の環境を考えたらいい施設でないかなと。そういう施設があれば、そこから小学校、中学校へ通ってもらうのもいいのではないかなんて私は昔から思っていたのだけれども、現実的にそういう施設を調査して、どんな状況にあつて、どこへ申し入れればいいのかという動きはやっていないと思うのです。そんなことも含めて、企業誘致という言い方でくくられているけれども、現実的にそういった施設の誘致も含め、やる気があるか、ないかと言ったらあると思うのだけれども、本当に試みとしてでもいいからアタックしてみる必要があるのではないかという思いがあるものですから、ここの言葉を利用していただいて、町長に伺いたいと思います。

それから、観光の面ですけれども、新たな観光振興策への取り組み、これはいろいろ町の資源の中で私ども古い住民にとっては余り価値観を考えないけれども、ある人から見ると非常に価値観のある観光資源というのはたくさんあることも私たちは知るべきだし、知りつつあると思うのです。ただ、新たな観光というこの視点になると、また難しい部分があつて、例えば鍾乳洞を通年観光に持っていくというような試みなんかも新たな観光の視点に入るのかなと思うのですけれども、町長の行政報告では中華大学との協定の問題で、私は期待している一人なのだけれども、そのことがうまく将来の観光に結びつけるとしても、観光の受け入れ施設としての当町の状況は全く貧弱であると言わざるを得ません。ただ、宿泊施設についてもここでは次の観光計画の中では言っているのですけれども、こういったことも含めてこれから新たな観光の振興というところの取り組みが町長はどんな視点で考えているのかなということ伺いたい。

それから、森林の活用です。その森林の活用、これも振興策の検討はすると言ってきているのですが、本当に間伐林を利用するような工場はできないのでしょうか。それを現実

に専門家に聞いたり、いろいろやっているところがあるわけです。下川町だとか近くでもやっているところがあるわけですから、当町の森林資源、当町だけで足りなかったら浜頓別町でも猿払村でもいいのではないですか。本当にそういうことを取り組むのをどこまでいこうとしているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 質問にお答えをしたいと思います。

前段の地域経済の活性化、雇用創出ということについては、後段にある農業、商工業、林業、こういった産業の振興を図る結果として、地域経済を活性化し、雇用創出を実現したいというような趣旨で答弁をさせていただいたものでありまして、そういう意味で農業以降の対応について、まずお答えをさせていただきたいというふうに思います。

農業におきましては、最初に答弁申し上げましたとおり、農家、農協におきましても今の生産規模を拡大、増頭増産していくという考え方を基本に、生乳の集荷量もふやしていこうという中で、まだ計画としては具体化していませんけれども、メガファームであったり、育成牧場を設けることで個々の農家の増頭増産に寄与するような仕組みを考えていこうというようなところがあるわけでありまして、これらの取り組みをまずしっかりしていく中で、今よりも生乳生産がふえる体制をしっかり構築をしていきながら、その中で新たな雇用の創出も生み出していけるのではないだろうかというふうに考えているところがあります。そういった基盤をしっかり守っていく、つくっていく中で、牛乳などの6次産業化ということが実際に生産者の意欲向上という意味も含めて必要になってくるのではないかなというふうに考えています。町としては、遅くても来年度当初においてアイスクリームであったり、ソフトクリームミックスなどを生産をしていきながら、夏の来訪者の多い時期にはそういうものに供していけるような形をとっていきたいというふうに考えています。そのほか町内で牛乳を使った新たな加工品の取り組みをしようというような動きもありますし、もう一つまた違った団体においては町内のこれまで開拓以来つくられてきた料理なども図鑑化して、それらを将来6次産業につなげていきたいというような動きもありますので、こういったところもしっかり連携を図っていきながら進めていくことになるのかなというふうに思います。

原料の生産、1次、それを加工する2次というところまではある程度進んでいくにしても、それをさらに地域の中で宿泊や将来への商品につなげるような取り組みというものを構築していかなければならないわけで、そこについてはなかなか見通しの明確になっているところではないとは思いますが、今申し上げたようなところを着実に進めていながら、将来の展望を開いていくというふうに考えていきたいと思っております。

企業誘致の話でありますけれども、当初は今年度中の操業というお話で進んでおりましたけれども、現在のところは年度内の操業ということにはもうならないというふうに考えております。ただ、来年度中の操業を視野に実際の事業者の方も今鉱業権の申請でありますとか、その他林地開発に係る許可に関する手続なども進めているところでありまして、

来年度中には操業が始まるのではないだろうかというような前提でお話を伺っているところです。この辺につきましては、計画、事業の詳細もまだ固まっていない状況でありまして、当初の話よりは若干縮小した事業になっていくものとは思いますが、どのような計画になっていくのかということをしっかりお聞きしながら、町としてできる対応について考えていきたいというふうに思っております。

あと、その他の企業誘致の関係につきましては、私ももっと積極的にいろんな情報の収集に努めていきたいというふうに思います。公共施設的なものの誘致というものについての展望があるわけではありませんけれども、先ほどお話のあった児童養護施設の関係などについても私のほうでも非常に実は関心を持っていて、さすがに児童養護施設をふやすということではなくて、むしろ里親制度とかそういった形で施設から家庭的な環境での保育とか、そういったものを進めていくというのが基本的な流れのようでありますので、もう少しそういった情報などについてもお聞きしながら、親子留学などとあわせた取り組みにつながればいいのかなというふうに考えています。

観光に関しては、今新たな観光計画をつくっているところでありますけれども、国全体として2020年の東京オリンピックに向けてインバウンドをふやすことを含めた観光立国というようなことがうたわれていく中で、その動きを少しでも本町のほうに向けていく取り組みとして努力をしていく必要があるのだというふうに考えています。観光の中で先ほどお話がありました施設の問題、やはり受け入れに当たって現状の施設環境では大変厳しいというようなご指摘をいただいております。運営する主体の問題は、従前からご指摘をいただいているところでありますので、観光を推進していく体制づくりとして基盤である施設、こういったものを今後どのような形で改善、整備していくのかということを一方で考えていく必要があるというふうに思っておりますので、実際に中頓別町としては単に中頓別町だけではなくて、利尻、礼文やサロベツ、北オホーツクといった周辺の観光も含めた入り口としての立地を生かした考え方というのも重要だというふうに考えておりますので、その中で宿泊につなげる、あるいはさらに少しでも長い滞在につながるような施策を講じていくということが必要だというふうに考えています。

森林の問題につきましては、今民有林においても不在地主の方がいて、実際に森林の整備が進んでいない森林も多く抱えているところでありますので、町全体として改めて森林をどう活用していくかという考え方を持っていく必要があるという認識を持っております。そういった実態も調べるとともに、それらの活用策について改めて町としての計画、方針づくりが必要であるというふうな認識を持っておりますので、今後それらに関する取り組みをしていかなければならないというふうに思っております。大きな事業所ができるかどうか、大小にかかわらず新たな事業所ができるかどうかは別としても、まだまだ森林の整備や保全といったところで雇用を生み出す余地があるのではないかというふうにも思っておりますので、そういった計画づくりとか、方針をしっかり固めていくということについて今後取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 一生懸命答弁していただいております。

私としては、まだまだ具体的な考え方を示していただけるかなと思ったのだけれども、いろんな努力目標みたいものでの紹介になりました。しかし、それはぜひ考えていることをいろんな総合計画の実現とあわせて、やっぱり動かなければだめなのです。理念と理論だけで考えていても、頭の中に入っても行動が伴わなければだめだと思うのです。だから、町は行動する実践集団としての役割、考える、計画をつくるだけではなくて、行動、実践する頭脳集団だぐらいのプライドを持って行動していただきたい。それが私の願いです。

そこで、最後に再々質問として、これはちょっと落とした部分もあるのですが、私は育成牧場の実現というのは大変重要だと思うのです。限られた農業条件の中で、育成牧場は非常に大事だろうと思うのです。これを実現やと言うのだけれども、いつどこにつくりたいのか。そこだけでもちらっとでもいいから教えていただければと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 場所の問題については、候補として考えているところはあるのですが、また地先の方のお話とかが進んでいる状況ではないので、控えさせていただきたいと思いますが、先般も農協と懇談会を開催をしております、農協におかれましてもできるだけ早くと、一年でも早く実現したいというお話がありました。メガファームについては、農協を中心とした運営主体で建設も含めて取り組んでいきたいという考え方をもちますが、育成牧場の建物までに関しては町でというようなことができないかというようなご相談もいただいています。今それらの対応に向かって検討しているところです。来年度農協のほうでも新しい振興計画を策定されるということでありますので、少なくともその中では建設に係る年次なども明確にできるような協議をしていかなければならないかなというふうに考えています。そういう意味で、再来年度以降ということになるかもしれませんが、その中でできるだけ早い時期にこの取り組みを進めたいというふうに考えています。

冒頭いただきました行動する実践集団と。なかなか今の職員も厳しい状況の中で仕事をしていて、みんな一生懸命頑張っているところであります。意識としては非常に高くみんな持っているところでありますので、期待に応えられるような組織として活動していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 1問目終わりますが、町長に申し上げておきたいのは、はっきり言うと実践集団になり得る体質はあるのにできないという理由は、職員の数だと思うのです。それと、技術系職員を含め専門職員の不足があると思うのです。これは、住民でわかる人はみんなわかっている、やはり専門職員の確保は大事だろうと。職員を減らすこと

を余りやり過ぎたのではないかという思いが私は実はあるものですから、実践集団となり得る体質にするのにもその辺の不足の職員はきちっと確保するという事は、私是一向に差し支えないと思いますので、申し入れをしておきたいと思います。

次に、観光振興計画について申し上げます。平成28年度において観光振興計画が現在策定中であります。計画ができてから町の政策が動くことはやむを得ないことではありますけれども、しかし計画策定中であればこそ計画の中に理事者の、また町の考えが、観光振興への願い、思いが語られなければならないと思うのです、計画中であるがゆえに。その思いが盛られた計画であるように計画書は策定されるべきだと思います。本町の観光資源で何を中心にどう生かすか、ぜひ町として、理事者として計画にその願い、思いを盛り込んでいただきたい、そういう思いで質問させていただきます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 2点目の観光振興計画についてご質問にお答えしたいと思います。

本町の観光の振興を進めるに当たっては、中頓別町固有の自然とそこで暮らしている私たちの暮らしや産業などさまざまな営みを基本に据え、魅力ある体験プログラムを提供することを中心に宿泊施設や食の魅力を磨いていくことが重要と考えています。日本の最北端である宗谷の入り口という立地を生かし、北オホーツク、サロベツ、利尻、礼文など周辺の魅力をも取り込んでいくことも戦略の一つだというふうに考えております。国内外を問わずターゲットを絞り、マーケティングをしっかりとやって、その層が求めるプログラムを開発していくことから始めていきたいというふうに考えています。また、町を挙げた観光推進の体制づくりも重要であり、関係機関との協議を加速して、その実現を図っていきたいと考えております。

観光振興計画の策定につきましては、来年1月ころには素案の内容について検討委員会のほか地域内で議論をいただき、年度内には最終的な計画書として取りまとめていく予定であります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再質問を行います。

これも町長の言っていることは総論としてはわかるのですが、あえて各論について質問いたしますと、まず1点目、宿泊施設や食の魅力を磨いていくとあります。宿泊施設は、今考えられるのは温泉の施設とコテージかなと思うのです。これをコテージ2棟を新築するという事は、定員の増につながるわけですが、これはこれでコテージの利用頻度からいって効率性を見て建てることになるだろうと思うので、いいと思いますけれども、抜本的に考えると観光客を呼ぶとか、それも団体で呼ぶということには全くならないのです。だから、観光資源を生かすということが前提になると思うのです。だから、観光資源を生かして、それを受け皿としての宿泊施設を整備するというのであれば、それはそれで大いに賛成もしますし、結構だと思うのですが、町長の頭の中に宿泊施設や食の魅力を磨いてとあるのは、例えば温泉の宿泊施設をさらに拡大して、今実質ある和室のトイレ、シャワ

一なしの部屋の状況から少なくとも20人、30人の団体客まで呼べる施設をつくろうとしているのか。それと、食の魅力、当町の何をもって食の魅力を発信するのか、その辺ひとつ確認させていただきたいと思います。

それと、2番目に、観光推進の体制づくりとあるのですが、これは観光推進はいろいろな団体でやる、行政もやるということですが、一義的には一番観光協会が動いてくれているわけです。体制づくりということについては、私は観光協会の組織再編というか、組織を改めて見直す必要があるだろうと思うのです。行政をやっている人はわかるだろうと思うけれども、観光協会というのは歴史ある組織でありますけれども、もともとの発端は観光事業、いわゆるイベントなどをやってもうかる人が入っていると。だから、何か物を売れるのでないかという商店だとか、町が観光振興で元気になったら家も建てるのではないかという土建業者の人だけが協会の会員になっている。非常に初め不自然な状態で観光協会はでき上がっていて、それは今も同じなのです。本来町の観光推進という意味では、一人一人の住民が関係して当たり前のことなのです。町が観光振興をすれば、住んでいる住民がみんなそれなりの恩恵を受けるはずだから、観光協会員が商店や事業者だけで成り立つなんていうことではなくて、住民の全体の支援を受けての協会であることが本当は望ましいと思うのです。私は、従来から観光協会にたくさんの住民が入ってもらって、何かあるときにはみんなその住民の人たちもいろんな役割を担ってもらうような、そんな組織になっていただければいいのではないかと考えているのですが、町長が言うこの観光推進の体制づくりというのは、そこまでの考えがおありなのでしょう。その辺を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、宿泊施設の問題でありますけれども、これは実際にどれぐらいのキャパシティーを町として持っていくかという具体的なところまではまだ煮詰めているわけではありませんけれども、いずれにしても今までよりもある意味質の高い、グレードの高い宿泊施設を整備をしていく必要があるということでありまして、コテージはそこそこの評価を受けてはいるのですけれども、受け入れに関するさまざまな工夫というか、そういうものをさらに加えていかなければならないところがあるだろうということでありまして、これにあわせて温泉の現施設での改修がいいのか、新たな場所への移転がいいのか、その場合場所の問題も移転となればどういうふうに持っていきがいいのかというようなことを考えていく必要があるかなというふうに思っています。現施設はボイラーのほうがいつ動かなくなってもおかしくないような状況の中で何年も様子を見てきた経緯もあるので、余り遅くはできないというふうに思っておりまして、そのあたりをこの観光振興計画を踏まえて、並行して施設の整備に関する考え方も明確にしていく必要があるかなというふうに考えています。基本的には全体としてはもう少し受け入れるキャパシティーが必要かなという考え方は持っているところです。

食に関しては、まだ具体的ところは実はありませんけれども、牛乳に関するものも含

め、あるいは中頓別町産にこだわらず、近隣の水産品なんかも含めたこの地域の食というものを年間を通してどのように提供していけるのかということを考えていくということになるかというふうに思っています。

あと、観光の体制づくりについてでありますけれども、私は観光協会におきましても本当に地域のことを会員の皆さんは真剣にこれまで考えてきていただいているというふうに思っておりますし、観光開発株式会社におきましても株主の皆さんが観光振興という考え方に立って取り組んでいただいている、そういうものだというふうに考えています。そういった歴史や、今頑張っている皆さんの意思を尊重していくということは、非常に重要であるというふうに考えています。

ただ、その中で改めてこれからの観光を町全体のまちづくりとして考えていく、そういう中でいわゆるDMOと言われているような組織を立ち上げていくことが必要ではないかという議論が今観光振興計画策定の中でも言われています。それは、目的地における観光やその他産業の経営とかマーケティングを行っていきながら進めていくというような組織でありますけれども、こういったものを構築をしていくという動きを今後図っていく必要があるというふうに思っています。既存の組織がその中で一体になっていくのか、あるいは違った形で再編をしていくのか、どういう展開になるかわかりませんが、今申し上げましたようなDMOというものを意識した組織体制というものを構築をしていきたいというのが基本的な考え方になっていくというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長は、一生懸命思いを語っていただいたとは思っているのですが、私としては観光振興計画が今策定中の中でのなかなか町長の公式の思いというのは言いにくい部分もあるだろうと思しますので、それはそれでこの辺でとめておいていただいて結構なのだけでも、ただマーケティングを行うというのは、本当はこれからの話ではなくて振興計画をつくる前の話なのです、本来は。マーケティングをしながら振興計画に盛り込むというのが手順でありまして、本来は計画ができてからのマーケティングでは遅いのです。だから、仮に宿泊施設をどうするかということについても、それは原点としては中頓別町の観光資源をどうするかによって決まることであって、その辺の手順の間違いをなるべく避けるようにしていかないと、どんどん事は遅くなってしまいます。みんな期待をしているのは、より一つでも実現していくということなので、そのためにもなお一層行政の推進が求められていると思うのです。

そういったことで、私は1つだけ再質問したかったのは、観光協会の組織ですけれども、このままでいいのですかということを知りたかったのです。私は、先ほども言ったように一般住民でも会員になって、町の観光推進を一人の住民として推進していくというような組織にしなければ、商売をやっている人たちが何かやったら売れて、少しはもうかるかなという思いだけで、そんなボランティアみたいなことを押しつけてしまっているような、今のイベントはそうですよね。だから、それでは気の毒だと思うのです。実際に観光協会、

商店街の中心が一生懸命やってくれているのはありがたいのだけれども、住民全部でそれを担うようにしないと、自分たちで楽しむという思いとそういう住民の意識が他町村の人たちをも呼び込むという意識につながってくるようにしないとだめだと思うのです。町長が今の観光協会の組織でだめだなんていう言い方はなかなかできないと思うのだけれども、私の思いというか、そういうことが本来組織としてあるべきかなと思っているのですが、町長の論評だけ伺えば結構ですから、最後に。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的に今東海林議員がおっしゃったように観光協会は独立した一つの団体であり、そこに団体としての意思も当然あるということで、余り私が差し出がましく口を出すということではないのかなというふうには基本的に思います。

いずれにしても、先ほど申しあげましたように地域の観光イベント、それから観光施設の今道の駅やコテージの運営、そういったものについて担ってきていただいておりますので、そのことに対して本当に心から敬意を表しているところでありますので、その中でさらにより発展的な議論を一緒にできる、そういう関係をつくって、先ほど申しあげたDMOの設立とそれにかかわっていく協会の思い、考え方、そういうものを総合的に再構築していくようにできればなというふうに思っております。

○6番（東海林繁幸君） 終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 受け付け番号4番、議席番号7番、星川です。私は、今回は一般質問をするのはやめようと思いましたが、考えてみれば問題、課題点が多々あるということにまた気づきまして、質問させていただきます。

まず、1点目、交付税減額となった本年度の決算見通しはということです。現町政になってから無償の福祉政策がふえ、また町職員の採用もふえている。数年後には長寿園の増改築にかかわる起債償還も財政の重圧になってくると思っております。本年度の各会計の決算見込みを伺いたい。また、収支不足の際はその補填財源、それと今後の歳出削減対策もあわせて伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 交付税減額となった本年度の決算見通しというご質問に対してお答えしたいと思います。

現時点における本年度一般会計の決算見込みは、黒字決算を見込み、特別会計への繰り出し後、おおむね1億8,000万円程度の基金積み立てができるものと想定しています。特別会計への繰り出しは、総額で4億7,000万円、このうち不採算等の補填は自動車学校特別会計で1,300万円、水道会計で1,800万円、病院会計で2億1,600万円などとなっているところです。

将来にわたって収支不足が生じないよう新設した事業については、当分の間必要な事業費用や一定額を超える起債については、その償還財源の基金化を行うこととしています。歳出の削減については、これまでどおり経常経費の節減に努めるとともに、今後取り組まなければならない公共施設の改修等に合わせた効率的な再編や省エネ化、各特別会計の赤字削減などに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

今町長の答弁の中で1億8,000万円の黒字の見通しとのことではありますが、その中で特に病院会計について心配しているところがございます。本当に2億1,600万円で済むのか。シビアに精査した結果なのか、再度これは伺いたいと思います。また、特別会計、自動車学校から始まってありますが、その決算をどのように今後見ているのか伺います。

答弁で町長が先ほど言ったように経常経費の削減に努めるとのことだが、福祉政策の無償化、それと職員の採用がふえている。これは、歳出削減策に含まれていないのか伺いたい。

また、先般11月24日付で一般行政職の職員募集が町のホームページ上に掲載されていました。それと、昨日私たちの家庭にも配布されました広報にも載っております。これを見ますと、4分野に制限をかけた募集となっている。そこで、町長に伺います。先日11月30日、商工会と町長の懇談会があったそうです。その席上で、既に商工会関係者の採用を念頭に置いたやりとりがあったと聞いておりますが、これは本当ですか。本当だとしたら町民を失望させる話であり、著しく不正、不当な募集であると思いますので、この募集は取りやめるべきと考えるが、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） 議員のおっしゃられました病院会計につきまして、今現在でシビアな数字かといいますと、今の段階では12月分の補正分を見込んだ分の数字でございます。ご存じのとおり、院長がかわっているということもございまして、診療方針につきまして大きな変化があるということがございまして、その部分で今のところ入院収益、外来収益が若干上がってきていないかなというふうに思っています。そのほかとしまして、リハビリも今回新設したということもありまして、その辺の部分の見込みがまだ立たないというところもあります。この部分からいきますと、絶対にこの額かと言われますと今の段階では何とも言えないと。ただし、間違いなく昨今言われていました薬剤費

あるいは材料費の増という部分に関しては下がってきているというふうに思っています。また、今のところ病院のほうでも加算できるものについてはなるべく加算するというところで、薬剤師2名体制になったこともありまして、病棟薬剤師の部分での加算をしていくというふうな方向でも検討しておるといいますか、今現在進めているところでもありますので、その辺で何とか赤字額を大きくしないように努力しているというところでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。
○町長（小林生吉君） 2点目の職員採用の問題でありますけれども、11月24日付で社会人、実務経験を有する方を想定をした職員の募集を開始をしております、その中で今職員体制の中でこれからはなかなかプロパーというか、その分野に強い職員がいないところを埋めて、できるだけ即戦力でそういったところを埋められないかという考え方に立って募集を始めたものであります。

職員数全体についてのご心配をいただいているかというふうに思いますけれども、基本的には従前職員数の削減を図ってきている中で、そこを将来的にも大幅にふやしてやっていくということにはならないという基本的な考え方を持っています。ただ、ここ数年ベテランの職員が退職し、若い職員の採用がふえていく中で、なかなか仕事が回っていかない現状もあるという中であります、今申し上げましたような即戦力になるような人材の確保を図っていききたいということ、それとある程度今50代の職員がまたここ数年の中でどんどん抜けていきますので、最終的にはそれらの職員が一定の塊で退職した時点で適切な定員になるように調整しながら、その間若干早目に職員採用して、早く育てるということが必要ではないかという基本的な考え方に立って今職員の募集、全体の定員管理を行っていくというふうに考えているところであります。ですから、あと5年、6年とかという一定の期間については、若干数年前と比較すると職員が多い状況が生まれるかもしれませんが、その時点である程度おさめたいなというふうに思っています。ただ、これはほかの類似団体との比較をした上で財政規模を調整した場合、本町として抱え得る職員から想定するとかなり抑えた体制にはなるというふうに認識しております、よりそういう面では職員が一人一人が高い力をつけていく必要がある状況にありますので、そういう職員の育成という意味でも今申し上げたような考え方に立って進めていきたいというふうにご理解をいただければというふうに思います。

それと、商工会の懇談会の中で先ほど申し上げましたようなやりとりがあったのは事実であります。これにつきましては、今申し上げました職員の募集とは直接関係のない話というふうにご理解をいただきたい。その話の中で今回の募集に対して職員を採用することではありません。私としては、将来この町の職員として少しでも有能な職員を確保していくという責務があるというふうに考えているということを申し上げました。ちょっと個別の話になっていくと支障がありますので、具体的なところをご勘弁いただきたいと思いますが、そういった考え方に立って一定の能力、実績のある方について、ある意味ヘッドハンティング的なということになるかもしれませんが、そういったこ

とができないだろうかということをご相談申し上げているという段階でありまして、それらの取り組みをやることで相手先等に迷惑をかけるわけにはいきませんので、そうならないように相談をしながらいるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） ただいま町長の答弁の中で、これはやっぱり時期が悪いのです。というのは、先ほど行政報告があったように外国との協定を結んで、その事務局が商工会。そして、そこに話が出たのが職員を採用するとか、そういうようなニュアンス的なことでそういう話題になってくるから、町長、みんな変に思うのです。

それと、募集するというなら、募集要項にある4分野の制限を取り外すべきだと私は思います。一般職で募集して、その状況を見て、その分野、分野に職員を配置がえすればいいことだと私は思います。

それと、このごろ中途採用、何で中途が多くなっているのかなと。町村会の試験を受けないで、何で町村会の試験制度になったのかということと昔町長や職員とのコネがあって、そういう方々を役場の職員に入れていたから、これは大変だということ町村会の試験制度ができたのでなからうかと私は思います。この募集要項を見ても試験は何もない、採用試験。学科、論文試験もなく、事実上面接のみです。それでは今まで町村試験を受けて職員に採用された方にすればどう思いますか、職員は。そして、なぜ農業、林業、商工、福祉分野なのか。4名採用するのですか。先ほど町長が言ったとおりに相手があります。その相手先を弱小にしてまでそういう方々を採用するのか。私はちょっとおかしいのではないのかなと。そこと職場との交流で職員を交換して、6カ月でもいいです。そういうやり方もあるのではないかなと私は思いますけれども、こういうような中途採用の必要はないと私は思います。若い職員は、既に町長言ったように数多くなっております。そして、だんだん能力もついてきていると思いますので、今回のこの中途採用というのですか、それは私は見送ったほうがいいのではないのかなと思ひまして、再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 試験に関しては、教養試験があるということです、まず1つは。

それで、社会人採用の必要性がないのではないかというご意見はご意見として私も承りますけれども、私は理事者として今の職員機構の中でより即戦力になっていただけるような職員を募集をして、採用していくということが必要だという認識に立って進めています。決して特定の人を想定して募集するとか、私、理事者を含めてコネのようなことがあってはならないという大きな前提は、それは揺るがないというふうに思っています。

もう一つは、かねてから申し上げているように、職員全体としての年齢バランスも非常にいびつになっているので、その中間層に当たるところをある程度埋めることで組織全体の年齢的なバランスも図っていくことが望ましいのではないかというような考え方も一方で持っているところであります。特に今そこに掲げたような分野を特定している中で、実際の採用は今年度の退職者数に応じた数、今1名既に中途で退職をしていて、あと2人来

年の3月に退職をするので、その数に見合った数の範囲で採用というふうに考えています。本年度については、高校卒業の募集をしましたけれども、3名の内定をしたのですけれども、残念ながら全部振られてしまっておりまして採用に至らなかったと。そのこともあるので、本年度については3名の範囲でこの社会人の採用を考えていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。町長がそう言うのであれば、来年度3名内定していたのが振られたということであれば、それもやむを得ないのかなと思いますけれども、今後はこの中途採用、要するに中途採用して、知らないうちに職員になりました。これは昔の、悪いのですけれども、一事例としたら歌登町でした。そういう方々がだんだんこの中頓別町庁舎の中にもふえてくれば、これもまた問題が出てくるのでなかるうかなと思いますので、今後は総務課長とあわせて考えて募集をしてもらえればなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目、社会福祉法人南宗谷福祉会からの経営問題に係る改善と要望についてでございます。きょうもさきに傍聴人として施設長、それとロビーに理事長方が見えております。またここで私も悪者になるのかなと思いつつ、これはやはりどのように改善していくか、私も長寿園はなくてはならない施設だと昔から思っていますけれども、中身について質問させてもらいたいと思います。

10月4日付で南宗谷福祉会理事長から法人事業所の経営問題に係る改善と要望が提出されましたが、そこで平成28年度長寿園予算3,750万円の赤字見込みについて、これは法人内、天北厚生園から一定額を長寿園に繰り入れし、それでも不足の場合、町に補助を求めるとありました。これに対して町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 社会福祉法人南宗谷福祉会からの経営問題に係る改善と要望についてのご質問に対してお答えします。

社会福祉法人に対し赤字補填として補助することは、基本的に望ましくないというふうに考えており、その旨を理事長を初め法人の役員の方に伝えてあります。特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの経営改善に向けては、宗谷総合振興局の協力も得ながら、町としてできる限りの協力を行っていききたいと考えているところで、赤字の要因になっているところを分析して、対応していききたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長のご意見はよくわかりました。

この配付されました改善要望書を見る限りでは、私は何か知らないけれども、頑張っています。頑張っているのはわかりますけれども、例えば今年度はいいでしょう、平成28年度。法人内で運用する、回せばこれはことし済みますけれども、来年度また天北厚生園

にお願いするのかと。そこまではいかないでしょう。私も厚生園のほうの監査委員ということもやっております、内容等もわかっております。この中には、厚生園も我々家族会という会がありまして、その家族会で一定額を積んでおります。これまで手をつけられたら大変なことなのです。そういうことを長寿園側の施設長、また全体の理事長が把握しているはずなのです。その中で私は言いたいのは、理事長を初めとする理事、この方は自分たちの一つの会社として運営していくのであれば出資をしてもらいたい、すべきだと私は思います。それで一定の額を積んで、それを担保に回転資金をつくるという方策もあると思います。足りなくなったから町にお願いしますでは、ちょっとこれは虫がよ過ぎるのではないかなど。それでなくても今増改築している金額を全部町が持って頑張っているのです。これは町民皆さんのお金です。それとあわせて、聞きづらいかもしれないけれども、施設長並びに管理職のそこら辺は給料等の、自分の会社が苦しくなればそういう方々の給料削減です。そういった方向を考えてもらいたいと私は思っております。これは、町長に言っても答弁は多分出てこないだろうと思いますので、これは私は個人的にいきいきふるさと常任委員会の委員長にお願いしたいのですけれども、このことについて所管事務調査を開催してもらいたいなと思っております。

それと、財務の指導は道の専権事項なのか。町が財務指導もできずに法人から支援だけを求められることなら、経営改善に努めるよう町は指導力を今後発揮すべきではないのか。そういったことも踏まえて、最後に町長、またありきたりの答弁になるかとは思いますが、何とかして町長から長寿園側に人件費、経常経費の削減などをして、もうちょっと考えて頑張ってくれということしか多分言えないのでなかろうかなと思います。また、私もいろんな職員からも聞いたら、利用者にも親戚のおばさん方、いとこ方もいます。そんな中で利用者が楽しみにしていた行事などがここ数年半減したり、取りやめになったりしているのです。利用者は、それを楽しみに待っていると思います。そういった経費削減をしているのですけれども、果たしてそれが利用者に対していいのかなど。そこら辺ももうちょっと考えてやってもらえればなと思いますが、町長のご意見をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、ありきたりな答弁と言われてちょっと苦しいですが、基本的にこの問題は中頓別町における南宗谷福祉会だけの問題ではなくて、管内の町村においても法人から大変経営が苦しいという中で支援も求められて苦慮しているまちもあります。また、町立で特別養護老人ホームを運営している町においても大きな赤字があって、それは町会計になるので、町の一般会計から繰り出しをして運営しているというような実態もあって、決して今この特別養護老人ホーム等を運営していく環境が運営しやすい環境にはないという大前提はぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、これは私は今回北海道町村会の政策研究会の中でも実情を申し上げ、道にも調べていただき、やはり定員が80を超える施設とそうではない施設の運営においては大変厳しい差があるというような実態も明らかにしていただいて、この改善に向かって北海道町村会としても来年度の介護報酬改定

に向かって努力をしていこうというような確認をしているというような状況下にあるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、私も本当に南宗谷福祉会、特別養護老人ホームも養護老人ホームも非常に頑張らせていただいているという基本的な、職員の皆さんですね、そういう今の状況が職員のやる気をそいだり、あるいは入所されようとしている方、入所者の家族の方に不安を与えたり、一番懸念するのは入らないというか、よそのほうがいいのではないかみたいな形になっていくような、そういうことを一番懸念をしているところであります。ちょっと前段長くなりましたけれども、この問題はしっかりこの町における特別養護老人ホーム長寿園が永続的に、持続的に運営をしていけるというような体制をしっかりと構築することが何より重要だという認識を持って、働いている職員の方にも、それからこれから入所を考えている家族や入所者の方にも不安を与えないようにぜひしなければならないというふうに私は思っています。その中で、どうしても経験的な力がないところもあって、宗谷総合振興局の協力もいただかなければならないところありますけれども、議員おっしゃったように町としてもしっかり指導力を持って、この改善に向かっては一緒に努力をしたいという強い思いを持っておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。個々の対策についても私ども踏み込まなければならないというふうに思っています。そんな中で、どういうところが削減できるのかというようなことをしっかり一緒に考えていきたいというふうに思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

先ほど楽しみにしている行事などの中止というような話がありましたけれども、たまたま雨天と、雨のためとかそういうことで、お客さんはそういうことで呼ばれていないけれども、入所者の方では中でやられたと、夏祭りとかやったりとかして、必ずしも決してそういうふうに利用者のサービスを減らしているということではないというふうに私は認識をしております。今後も町にとって大切な施設だという考え方に立って、一緒に改善に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご支援を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。町長の答弁で私も納得いたしました。

先ほど言ったようになってはならない長寿園ですので、いつ私たちがお世話になるかわからない場所ですので、私みたいなのは引き受けてはくれないとは思いますが、本当にこれはどうしても改善して改善して努力した結果こうだよというのなら、私は話は話だと思っておりますので、職員の皆様方、それと理事者の皆様方の努力をお願いして、この質問は終わらせてもらいます。

それでは次に、3点目でございます。公営住宅についてです。民間アパートが今年度も建設され、また来年度も建設予定であるが、家賃の問題でなかなか一般町民が入居できない状態である。今後低所得者向けの公営住宅を建設する予定はないのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 公営住宅についてのご質問にお答えします。

民間アパートの建設により、これまでであれば公営住宅に入居していた一定の所得がある層がそこに入居することになり、住宅に困窮する低所得者が公営住宅に入居できる機会も一定程度ふえたものではないかというふうに考えています。ただ、今後も入退去が多い来春の動きを含め状況の把握に努め、住宅に関する施策を検討していかなければならないというふうに考えております。公営住宅等の長寿命化計画では、平成30年度からあかね団地の建てかえを進める計画になっています。入居者の見込みを踏まえるとともに、低所得者が民間アパートに入居する場合の家賃助成制度の創設もあわせて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

何か町長の答弁を聞くと、低所得者のために民間アパートを建てていると、私にはそのように聞こえるのです。ちょっとおかしいのかなと思います。この問題も先ほど宮崎議員が午前中ちょっと触れておりましたが、公営住宅法を見ると民間アパートの、先ほども言ったかと思うのですけれども、借り上げ、買い取りについて認められている。そのまず1点として、旧稚内信金の職員住宅、これは議会でも賛否があったが、社会資本整備総合事業でしたか、国費を入れて町の持ち出しを抑えることができたと思っております。話を聞いてみますと、枝幸町で国費の補助金を使って民間共同住宅が何戸も建っております。その住宅を買い取り、公営住宅の建設経費を抑えたと聞いております。民間アパートに頼らなくても現行制度で良質な住宅は供給できるはずだが、なぜ町有地を、また今回も出されておりましたが、売りに出してまで推進するのか。特に宮下定住促進団地内の民間アパート、あそこはもともと、9月の定例会でもちょっと言いましたけれども、一戸建て専用でアパート用地ではないと皆さん思っておりますが、そこで用途変更をいつ行ったのか、これを伺いたいと思います。

また、町長の答弁の中で、民間アパートに入居する場合の家賃助成制度の創設と答弁されましたが、公営住宅法では民間住宅の先ほど言ったように借り上げ、買い取りが可能であり、国費により家賃も助成されることになっております。ですので、いろんな制度導入は問題があると私は考えておりますが、いかがでしょうか。

また、先ほど来の宮崎議員の質問もありましたけれども、この助成制度の解釈について、私の頭がおかしいのかどうか、解釈の仕方がちょっとわからない。ちょっと間違っているのかなと私は思っておりますし、これは監査委員にもお願いがあるのですけれども、こういう条例適用に誤りがなく監査委員として調べてもらいたいと思います。というのは、民間アパートに、これ皆さんから言われております。親を入れたことで助成金が出るとしたら、これは大変なことだと私は思っておりますし、町民も首をかしげているのが現状でございます。

また、その民間アパートには、先ほど宮崎議員が言ったけれども、町職員が3名入居し

ていると。町職員3名のうち2名が総務課の職員。総務課の職員といたら、自分たちの住宅手当をつくり上げる所管ではないのですか。町民の税金を使ってまでそういう高い民間アパートに何で入らなければならない。先ほど来から出ている職員住宅も何戸かあいているということであれば、そちらに振り向けて入ってもらうのが当たり前でないのかなと思います。そこら辺を監査委員にもお願いしたいと思っておりますので、監査委員、よろしくお願いたします。

そういったような今回の民間アパート、それと今後の公営住宅についていろいろ問題点、それから課題点、そしてやりくりの仕方でもっとやりやすい、建てやすい方法があるのではなかろうかなと思っておりますが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 公営住宅に限らず、町内における住宅のストックをある程度しっかりふやして、入居を希望する方がより希望する、入りたいと思う住宅に入れる機会をつくっていくというのが基本的な住宅政策の本旨だというふうに思っています。これは、それがあ程度整うことによって、これからの町外からの移住の促進というようなことにもつながっていく大切な基盤だというふうに思っています。現制度がベストで、それ以外の選択肢がないということではないとは思っています。そういう意味では、議員がおっしゃったようなほかの市町村が取り組んでいる住宅対策についても十分検討した上で、町としてより負担が少なく、かつ住民の皆さんにとってよりよい住宅環境が整うような総合的な視点に立った対策を講じるように、さらに検討を進めたいというふうに思います。

それと、宮下定住団地の話でありますけれども、これは私も前段の経緯はよくわかっていないところがありましたけれども、去年の秋からぐらいになるのでしょうか、民間アパートを建てたいというような考え方で複数の相談があって、用地の問題があって、どこかないだろうかというようなことを受けていく中で、当時の担当課の中で幾つか候補地を挙げて、これらを公募にかけたいという話の中で、そのうちの一つに今回4軒入るアパートが建った、敷地もあったということで、それ以前は要するに宅地として売るという考え方を持っていなかったという。当初宮下の団地をつくったときは、そこも区画の中に入れたのだけれども、そこは個人住宅にするには地盤の問題とかもあって適さないかなという判断があって、そういうふうにしたというふうに認識しておりますけれども、改めてそういうところも希望されるのであれば活用ができるのではないかというふうに当時考えたということで、それ以前に個人の方が希望して断られた経緯があったというようなことも伺いましたけれども、大変申しわけありません。そこは私としてはちょっと認識を欠いていたところでありまして、決して特定者に利便を図るとかというようなことでそうなのではないということだけは、ぜひ誤解なくご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、プライベートな話にもかかわるところがあるので、なかなか詳細についてお答えしにくいところがありますけれども、私としては今回の助成については、条例に基づいた

執行がなされているものというふうな認識をしております。改めてしっかり検証したいと思えますけれども、その中で問題のある取り扱いが行われているという認識はありませんので、今段階としてはそういう認識でいるところでもあります。でも、そういうこの場でのご質問があった以上は、その辺については確認をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 再質問なのですが、用途変更というのはなされないで、そのままそこはいつているということですか。最初からあそこを売るつもりはなかったということなのですか、その解釈でいいのか。それをたまたま欲しいから売ってしまったということなのか。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 特に用途変更という形は別にしていません。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 用途変更というのは、都市計画上のということでしょうか。基本的に都市計画の区域ではないので、本町については用途指定というのはそもそもないのです、都市計画上の。空き町有地という中での活用だということで、それも先ほど言いましたような経緯の中で候補地として挙げていったということです。アパートを建てていただく方に提供する土地の候補として挙げたということです。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再々質問ではございませんけれども、今回の民間アパートの助成について知り合いのちょっとした法律の専門家に見解を聞いてみたところ、これはやっぱり問題があるよということも指摘されております、私。だからこそ監査委員にもよくよく監査してもらいたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で3時5分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号3番、西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 大変お疲れのところ最後になりましたので、私の質問にお答えいただきたいと思います。議席番号3番の西浦でございます。私は、極めて今まで質問された方と違って簡単明瞭に答えていただきたいと思いますので、多分5分ぐらいで終わると思いますので、よろしく願いいたしたいと思ひます。

それでは、質問させていただきます。住宅を考慮した起業家への支援についてということで、本町の基幹産業でもあります農林業のみならず商工業も廃業が相次いでおります。

これからも高齢化と体力の衰えで、私は廃業が加速するのではないかと危惧しております。また、皆さんご承知のように廃業しても住みなれた住宅で住み続けるために、新規に起業しようとする環境の足かせになっているのではないかと考えております。これから起業しようとする人たちに多くのチャンスを与えるためにも住宅を考慮した環境を整えることが重要と思うのですが、町としてはどのようにお考えかお伺いいたしたいと思っております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 住宅を考慮した起業家への支援についてという質問にお答えしたいと思っております。

ことし3月に制定した商工業振興支援条例は、ご質問のような課題にも対応できるよう譲渡協力金などで支援を行い、店舗等の譲渡を円滑に進められるよう支援する制度という考え方に立っています。店舗を閉じられたまま居住されている方や後継者がいない事業者の方でも、その意思を最優先に尊重する必要があるというのが基本的な考え方かなというふうに思っています。その上で、新たな事業者への譲渡を希望される場合にはその希望がかなえられるように商工会との連携を図り、新たな起業家、事業継承者へとつないでいけるよう支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 町のほうでは、今町長の答弁がございましたように、結構手厚いご支援をいただいておりますけれども、現状を鑑みますと先ほど私が質問したような内容で、結局のところ起業するような人が出てきていないというのが現状でございます。特に言わせてもらいましたけれども、商工業の衰退というのが非常に顕著ではないかと思っております。酪農に関しましては、細々ではありますけれども、毎年、1年ごととか新しい方が就農されて、少しは光明が見えているのではないかと。そして、農協全体としても先ほど町長が述べられましたようにいろんな計画を組んで、これから何かやっつけようかということも見えるのですけれども、残念ながら商工業に関しては、私が両方に携わった限りにおいては非常に今後これから見通しが明るくないという感じがしておりますので、何かどこかこれから少しかつこう商工業に関して新しい方が仕事を見つけて、何かやってほしいなということで質問しているわけですけれども、再質問といたしまして、廃業してもそこに住み続ける問題については、私考えるにやはりはっきりとした後継者がいないのではないかと。今住んで一応商売をしている人なんか、恐らく私の後継者になる人なんか誰もいないのだから、そういう整備をする必要もないのだろうと、暗にそう思ってしまうのではないかなと考えています。それで、大変これは聞きにくいことかもしれませんが、多分に廃業する予定でほとんど後継者がいないようでお年を召している方については、町が少し汗をかいていただいて調査して、その辺の具体的なことを聞き出さしていただいて、町内の人でもいいと思うのです。もちろん町内の人でもいいと思っておりますし、町外のほうにそういう条件がありますよと、起業してみませんか、こういう後継、こういう商売のほうに引き継いでやってみる方がいませんかという情報発信を具体的にできるよ

うなことを考えているかどうかお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） なかなか将来のことを聞くと、これは商工会もそうだと思いますし、農家の方もそうなのですけれども、両経済団体の関係者にお話を聞いても、そういう意向を聞くこと自体がやめるのかというか、やめないのかというふうに聞いているみたいなニュアンスにとられて、非常にそこはデリケートだという話を聞きました。私としては、できれば農家については農協が、商工業者については商工会がそういう意向を聞いていただけるとありがたいなという思いで話しているのですけれども、むしろ両経済団体のほうがそういうことは聞きにくいというようなお話もあって、町が聞くのなら別だけれどもという話をされるようなところがあるのです、実は。ただ、ちょっと冗談ばいような話をして大変申しわけありませんけれども、やはり事業をされている方に対して将来のことを聞くのは本当に難しいところはあるというふうに思います。

ただ、まだ今は事業をやっている方の中でも、私の個人的な思いだけではなくて、地域の方からもやっぱりそこがなくなるのは、1つは困るという話もあります。そういう今やっている事業が、お店がなくなってしまったら困るというのものもあるけれども、あれだけいいものをつくっているのだから、それは将来残してほしいという声も聞くことができますので、なかなかデリケートなところでもありますけれども、私としてもそういうある意味今どきの言葉でいえば地域のレガシーでもあると思うのです。それが引き継がれるような仕組みはぜひつくっていくべきかなという思いはありますので、改めてどうアプローチがいいのかも含めて両経済団体ともいろいろ相談しながら、そのあたりについては対応していくように努力したいと思います。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 私の質問はこれで終わってしまうのですけれども、結局は商工業の関係者の中にはある程度技術的なスキルを持っていないと、なかなか営業できないという方もいらっしゃるかなと思うのです。それをきょうやめました、すぐ違う人がやってもなかなかそういうことはできないと。だから、時間がもちろんかかるわけです。だから、前段階である程度計画して、そういう人たちを育てていかなければ、なかなか継承も難しいのかなという考えがいたしております。

それと、これから1年、2年先ということではなくて、10年、20年というスパンで長期ビジョンに立って町を考えていくにおいて、やっぱり商工業者が減ってしまうということは町民全体のマイナスになるということを考慮に入れて、ぜひ町としてもこれについて真剣に考えていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで西浦さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時13分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎同意第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3の規定によって、議会の同意を求める。

氏名、是川哲男さん。

固定資産評価審査委員会の委員のうち、現委員の三浦陽一さんの任期がこの12月で満了することに伴いまして、新たな委員の選任が必要になったというところであります。その中で、今回同意を求めることにしております是川さんにつきましては、平成12年5月から商工会の監事を長くされている方であり、大変識見にすぐれた方であるというふうに認識をしております。そういうことから、是川さんを選任したいというふうに考えております。ぜひ皆様のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎議案第76号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第76号 中頓別町農業委員会の委員の定数に関

する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第76号 中頓別町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、藤田産業建設課参事から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 藤田産業建設課参事。

○産業建設課参事（藤田 徹君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案の2ページをごらんいただきたいと思います。また、事前配付させていただきました補足資料、これをお手元にご用意いただきたいと思います。議案第76号 中頓別町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について。

中頓別町農業委員会の委員の定数に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月11日提出、中頓別町長、小林生吉。

4ページをごらんいただきたいと思います。制定の要旨でございます。平成28年4月より施行された農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たな農業委員の定数を定める条例の新規制定にあわせて選挙制度の廃止などの既存条例の改廃をしようとするものです。

次に、事前配付いたしました補足資料をごらんいただきたいと思います。資料の2枚目に条例案の基本的な考え方を記載しております。1つ目の丸につきましては、制定の要旨で述べましたので、割愛いたします。

2つ目の丸では、条例案に規定する内容を記載してございます。①として、定数、今回の法改正によりまして農業委員の選出方法が選挙制と町長の選任制から全ての委員が議会の同意を要件とする町長の任命制へ変更となりました。現行の条例では、改正前の法の規定に基づき選挙委員の定数のみを定めておりますが、改正後の法の規定では条例において全ての委員の定数を定める必要があるため委員定数を定める条例の制定を行うものであります。その定数につきましては、7名とするものでございます。

米印に記載しておりますが、現行の農業委員会の委員は選挙委員5名、選任委員3名で、合計8名となっております。これに対しまして過日開催の農業委員会総会で審議された結果、1名減とする意見が町長に提出されております。結果として、農業委員会の意見を尊重するというスタンスで考えております。

②のその他の部分では、附則に規定する内容となっております。施行は公布の日と。選挙委員の定数を定めた現行の条例を廃止すると。また、現在の農業委員が任期満了となる平成29年7月19日まで在任するという経過措置があるということも附則で規定することとしています。

以上、条例案の基本的な考え方について補足説明をさせていただきました。参考までに平成27年9月に農林水産省から出されました農業委員会法改正についての資料を添付させていただきます。事前配付しておりますので、お目通しされていると思います。

ので、説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の3ページに戻りまして、中頓別町農業委員会の委員の定数に関する条例。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、中頓別町農業委員会の委員の定数は、7人とする。

附則、施行期日ということで、1、この条例は、公布の日から施行する。

次に、中頓別町農業委員会委員定数条例の廃止ということで、2、中頓別町農業委員会委員定数条例（昭和32年条例第24号）は、廃止する。

次に、経過措置ということで、3、この条例の施行の際、中頓別町農業委員会の委員である者の任期は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、平成29年7月19日までとする。

以上で議案第76号 中頓別町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） せっかく会長が朝から来ているので、コメントだけいただきたいと思うのですが、農家数の減少もあって、それと法改正に基づく改正ですから、これはすんなりと賛成したいところではあるのですが、ただ議会においても定数削減をした結果、常任委員会が1委員会という異常な状況にならざるを得ないというような、定数削減というのはそういう意味では人数不足というか、そういう状況を醸し出しているのです。

そこで、1つ心配なのは、1名の定員減ではありますが、そのことによってどんな委員会審議に影響があるのかなという心配。影響がなければ、それはそれでいいと思います。そのことで会長のご意見を伺いたいと思いますし、もう一点、これは事務局に伺いたいのですが、結局議会の役割が今後非常に重要になってきました、全員の同意ということで。今までは、はっきり言って推薦された方々に対する同意だとか、自分たちで知っている範囲の人たちを推薦する側にいただけなのですから、今度は全員の方々の同意ということになると、個人情報とのかかわりもあるのだけれども、その人の人柄だとか経歴だとかわからないとなかなか同意という状況にはなっていないと思うです。そこで、その辺の情報はこういった形で示されるのか、その辺の事務局のほうの説明をいただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（村山義明君） 森川農業委員会会長。

○農業委員会会長（森川健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

我々農業委員会といたしましては、農地の番人という形で活動しておりますところですが、平成28年度の法改正におきまして農業委員会法の改正に伴い定数、また農業

推進委員の設定をうたわれました。その中で当委員会としては、農業委員の定数に関して再度検討をしたかどうかという委員の中からの意見に基づきまして検討した結果、経営体が少なくなった中で、土地面積は変わりませんが、なり手がもしいなかったら欠員になりかねないという意見が大半に達した中で1名減という答えを出しまして、町長のほうに意見書として提出いたしました。総会の中での1名減に対しての委員会の運営に対しては、何ら私としては問題ないのかなと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 藤田産業建設課参事。

○産業建設課参事（藤田 徹君） お答えしたいと思います。

今会長のほうからもお答えした部分の補足も含めてなのですが、農業委員会の運営に関してですけれども、参考までに隣接する音威子府村の状況をお話ししたいと思います。2010年の農林業センサスの中で、音威子府村農業委員会につきましては選挙委員4名、選任3人の7人体制で運営しているという事例がございますので、ご紹介いたします。ちなみに、音威子府村につきましては農家20戸、面積的には1,179ヘクタールという規模での運営になっております。

それと、農業委員全員の同意をしなければならないという立場になる議会、それに対して個人情報のお話がありましたが、法律で農業委員を決める際に、認定農家という制度がありまして、そういう認定農業者を農業委員の過半を占めるようにしなさいということで、仮に7人体制でしたら4人の認定農業者を出さないとならない。それと、推薦に基づきまして各農業団体から出てくるとは思いますが、そのほかに必ず1人以上決めなければならないというのは、実際に農業経営をしていない方を1名入れると法律で規定されております。実際に個人情報の話なのですけれども、自分で応募しますなり、各農家が推薦しますでもいいですし、農業団体から推薦しますという形が出てくるのですが、その方の例えば要件として認定農業者なのかどうか、年齢ですとか経営状況、それらについてはインターネットでも公表しなさいということになっていきますので、法的にある程度規定されている情報は公表しなければならないということになりますので、それと同じような形で議会にお示しすると。その時期については、任期が7月19日までですので、6月議会には農業委員の候補を出して議会に提案するという形になります。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、お伺いします。

定数7名、その中で今の説明がありましたけれども、過半数は原則として認定農業者とする、4名を入れるということでした。そのほかに中立的立場で1人、そしてその中にまた女性、青年も積極的に入れるということになっております。これは、今までと違って今度は市町村長が推薦公募を実施するというので、今まであった議会からの推薦者、それとか学識経験者ということで3名が農業委員になっておられましたけれども、今後それ

の扱いはどうなるのか。なくなるのか、そういう代表というか、そういう組織から推薦された方が入ればまたそれはそれで認めればいいということになるのか、そこら辺伺いたします。

○議長（村山義明君） 藤田産業建設課参事。

○産業建設課参事（藤田 徹君） お答えいたします。

現行の制度では、公選制の選挙委員、それと選任制度ということで、現行では農協から1名、宗谷農業共済のほうから1名、そして議会からも推薦いただいているという制度になります。これがことしの4月1日から法改正が施行されていまして、原則新しい体制からの適用ということで、今の任期が7月19日、そして新しい体制が7月20日、それに向けて公選制なり、今までの制度が全く変わりますので、全てにおいて農業委員になりたいという人は募集に応募できますし、各団体、農協に限らずいろんな農業の団体がありますけれども、法人的な制限はないのですが、となれば例えば酪農ヘルパー利用組合ですとか乳牛検定組合ですとか、いろんな農業者が集まっている団体があるのですが、町側から農協に1名出してくださいという投げかけはできなくなります。ですので、例えば農協としてこの方を農業委員にしたいことであれば推薦を上げると。いなければ上がってこない。ほかの団体についても、ぜひこの地区の農業委員になってほしいという人がいれば推薦を上げてもらおうと、そういう方式が変わってしまうということになります。

それと、法律的に住所の規定がなくなるので、そういう募集自体をインターネットで公表して、中頓別町に住所がなくても委員の候補になれる、応募ができるということです。それを町長が候補者として上げる、上げないは別ですけれども、一応法的にはそういうふうな制度改正があったということです。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今の説明はわかりました。

これはもし定員に満たなかったらどんなふうになるのですか。それかまた定員オーバーで何名か振り落とさなければならぬとなれば、どこがどうなってどういう責任をとるのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 藤田産業建設課参事。

○産業建設課参事（藤田 徹君） 定員に満たない場合ですけれども、今後の予定ですけれども、今回の議会で定数が決まれば、その定数に応じて募集をかけるという作業が進みます。それについては、年明け1月以降にある程度どういう形で募集するのか、法律的にはインターネットで公表しなさいとなっています。法律的にはおおむね1カ月その期間を設けなさいと。先ほど女性、青年という話がありましたが、積極的に登用しなさいということで努力義務と。法律には努力義務ということで規定はされているのですが、国としては男女共同参画の計画があって、いろんなそういう場に女性を入れなさいという計画がありまして、それに基づいて農林水産省もその文言をつけているということですが、そ

ういう方々を女性、青年も積極的に募集しますという文言も当然つけて募集しなければならない。そして、1カ月の募集期間で候補者が出てこなければ、そこでまた募集期間を延長するという作業をなささいということで指導はいただいております。いずれにしても、最終的には第2回、6月の議会で候補者を出さなければならないので、そこまではある程度候補者が出るように努力すると。それでも出ない場合については、変な話ですが、町長が一本釣りではないのですけれども、そういう方法も国としては最終手段として考えて、どうにか定数を確保しなさいという考えを示しております。

そして、定数をオーバーした場合なのですけれども、これは農業会議、系統組織の指導機関の指導ではありますけれども、評価委員会的なものをつくりなさいと。要は認定農業者だったら必ず入れなければならない委員ですので、例えば何点ですと。それと、中立の立場の方が出てきたら、当然農業委員会の業務ができるという前提にはなりますけれども、女性が出てきたから誰でもすぐ推薦できる対象かといったら、それはある程度中身を見ていかないと、それは定員を満たした場合も同じような考え方でありましてけれども、その方が農業委員会の業務ができるかどうかを評価する委員会的なものをつくっていくという形を検討しております。

以上です。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 中頓別町農業委員会の委員の定数に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、長尾総務課参事から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 議案5ページをお開きください。議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

名寄市及び士別市と中頓別町の間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成22年条例第1号）の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月11日提出、中頓別町長、小林生吉。

8ページをお開きください。変更の理由でございますが、本協定は圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域町村が相互に役割分担して連携、協力することにより、圏域資源を生かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図るため、平成23年に名寄市、士別市を複眼型中核市とし、11町村の構成自治体により定住自立圏形成協定を締結したものであります。今回の定住自立圏協定の一部変更については、医療、福祉分野においてさらなる連携した取り組みを推進していくということもあり、圏域住民が安心して暮らしていけるよう、医療、福祉分野の人材育成を名寄市立総合病院や名寄市立大学を中心に連携して取り組むことで、圏域全体の医療、福祉人材の確保につなげていくものであります。

6ページをお開きください。定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書。

平成23年9月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1中の1医療の表を次のように改めるとなっておりますが、ここからは変更分のみご説明したいと思います。

1、医療の表ですが、救急医療の維持・確保については変更がございません。

圏域医療体制の充実の取組の内容、2行目の「また」以降が変更の内容でありまして、「また、医療人材の育成・確保を推進する。」を追加します。

次に、甲の役割としましても中段5行目の「また」からが変更の内容でして、「また、医療人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる名寄市立総合病院や名寄市立大学等の施設整備を行う。」を追加します。

次に、乙の役割ですが、これも4行目の「また」以降が変更の内容でございます、「また、名寄市立総合病院、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。」を追加します。

次に、2の福祉として、次の表自体を追加することになります。福祉体制の充実とし、取組の内容に圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域福祉体制の充実を図る。また、福祉人材の育成・確保を推進するを、甲の役割に福祉人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる福祉施設、名寄市立大学等の施設整備を行うを、乙の役割、福祉施設、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力するを加える。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、長尾総務課参事から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 9ページをお開きください。議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、上頓別・岩手・小頓別・秋田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成28年12月11日提出、中頓別町長、小林生吉。

本計画は、平成28年度より上頓別で実施している平野橋橋梁長寿命化（修繕）事業及び小頓別で実施している林道専用道天北線開設事業に係る事業費及び辺地総合対策事業債の充当金額の変更、平成29年度以降に小頓別、秋田で事業実施を予定している町道秋田原野線交付金事業の新規登載に伴い、辺地計画の変更を行うものであります。

それでは、10ページをお開きください。変更部分についてのみご説明させていただきます。2、公共的施設の整備を必要とする事情において、道路に町道秋田原野線交付金事業を追加し、3、公共的施設の整備計画において、道路、中頓別町管内平野橋橋梁長寿命化（修繕）事業をほか2事業に変更し、事業費を1億778万円、財源内訳、特定財源7,544万6,000円、一般財源3,233万4,000円、一般財源のうち辺地対策事

業債の予定額を3,230万円に変更。林道、林業専用道天北線開設事業の事業費を5,600万円、財源内訳、特定財源2,856万円、一般財源2,744万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,730万円に変更するものです。

11ページ、計画内訳をごらんください。道路、中頓別町管内平野橋橋梁長寿命化（修繕）事業の事業費を1,778万円、財源内訳、特定財源1,244万6,000円、一般財源533万4,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を530万円に変更。新規に町道秋田原野線交付金事業、事業費8,000万円、財源内訳、特定財源5,600万円、一般財源2,400万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,400万円を計上。林道、林業専用道天北線開設事業の事業費を5,600万円、財源内訳、特定財源2,856万円、一般財源2,744万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,730万円とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時47分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員